

第六十五回国会
衆議院

地方行政委員会産業公害対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 塩川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小濱 新次君

理事 龜山 孝一君

理事 中村 弘海君

理事 永山 忠則君

理事 村田敬次郎君

理事 綿貫 民輔君

理事 山本 幸一君

理事 桑名 義治君

理事 門司 亮君

産業公害対策特別委員会

委員長 小林 信一君

理事 小山 省二君

理事 古川 文吉君

理事 渡辺 栄一君

理事 岡本 富夫君

理事 伊藤宗一郎君

理事 浜田 幸一君

理事 松本 十郎君

理事 古寺 宏君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

國務大臣 (總理府總務長官) 山中 貞則君

出席政府委員

經濟企画庁審議官 西川 喬君

厚生省環境衛生局長 曾根田都夫君

水産庁次長 藤村 弘毅君

通商産業省公害保安局公害部長 森口 八郎君

自治政務次官 大石 八治君

自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君

自治省財政局長 長野 士郎君

内閣官房内閣審議官 植松 守雄君

内閣官房内閣審議官 福島 榮造君

大蔵省主計局主計官 後藤 正君

国税庁徴収部管理課長 西村 彦一君

文部省管理教育施設部技術参事官 大串不二雄君

農林省農政局参事官 岡安 誠君

農林省農地局参事官 住吉 勇三君

郵政省郵務局管理課長 松井 清武君

建設省都市局参事官 石川 邦夫君

自治大臣官房参事官 立田 清士君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

委員外の出席者

本日の会議に付した案件

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第七一号)
公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出、衆法第七号)

〔菅地方行政委員長、委員長席に着く〕

○菅委員長 これより地方行政委員会産業公害対策特別委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出にかかる公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案及び細谷治嘉君外十名提出にかかる公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括議題といたします。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二条第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止計画」とは、公害対策基本法第十九条第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画をいう。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業(汚水その他公害の原因となる物質のたい積を排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。)

ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業(イに掲げるものを除く。)

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校(小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの

五 汚水その他公害の原因となる物質がたまり、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業

七 公害の状況を把握し、及び公害の防止のため

四十六年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

第六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第十三号の六の次に次の一号を加える。

十三の七 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

(漁港法の一部改正)

第七条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号に次のように加える。

又 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

第四条中「図るための事業」の下に「及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚濁の他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港湾法の一部改正)

第八条 港湾法の一部を次のように改正する。

第二条第五項中第九号を第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 港湾浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

第二条第七項中「復旧する工事」の下に「及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚濁の他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第九条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「除く」の下に「及びこれ

別表

事業	区分	国の負担割合
第二条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業	二分の一	二分の一
第二条第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業	二分の一	二分の一
第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業	二分の一	二分の一
第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業	二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合	二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合
第二条第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	二分の一	二分の一
第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業	二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合	二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合
第二条第三項第七号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業	二分の一	二分の一
第二条第三項第八号の政令で定める事業	政令で定める割合	政令で定める割合

理由

公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、公害の防止に関する事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例を定める等国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律

(趣旨)

らの事業以外の事業で港湾における汚濁の他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

第一条 この法律は、環境保全基本法(昭和四十六年法律第 号)第三十二条の規定に基づき、公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置について規定するものとする。

第二条 この法律において「公害」とは、環境保全基本法第三条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の公害の防止に資する公共的な施設の整備に関する事業で地方公共団体若しくは港務局又は地方公共団体の長若しくは港務局の長が行なうものをいう。

(公害防止計画)

第三条 都道府県知事は、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域について、関係市町村の長の意見をきいて、公害防止事業の実施に関する計画(以下「公害防止計画」という)を定め、これを環境保全大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 環境保全大臣は、前項の規定により提出された公害防止計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、公害防止計画を変更する場合について準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第四条 公害防止計画に基づいて行なわれる公害防止事業のうち別表に掲げる事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業について、他の法令の規定が適用される場合において、当該事業に係る経費について他の法令の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、他の法令の規定の例により算定した割合とする。

(国の補助)

第五条 国は、公害防止計画に基づいて行なわれる公害防止事業のうち次の各号に掲げる事業(前条の規定の適用を受ける事業を除く)に要する経費については、当該事業を行なう地方公共団体又は港務局に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の四分の三を補助するものとする。

一 河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域に係るしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める浄化事業

二 学校、病院その他これらの施設に類する施設で政令で定めるものに係る公害の防止のための新築、増築、改築その他の政令で定める

事業

三 公害の防止のために必要な監視、測定、試験及び検査の用に供する施設又は設備の整備事業

(地方債)

第六条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて行なう公害防止事業のうち次の各号に掲げる事業につき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 別表に掲げる事業
- 二 前条に規定する事業
- 三 公害の著しい地域からの住宅の移転に伴い必要とされる用地(移転跡地を含む。次号において同じ。)の取得及び造成並びに住宅の

第十二条第一項の表道府県の項中

九 特別事業債償還費

九 公害防止事業債償還費
十 特別事業債償還費

「十 特別事業債償還費」
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

改め、同条第二項の表中
「四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

「四十一 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金」
「四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

別表道府県の項中 九 特別事業債償還費

九 公害防止事業債償還費
十 特別事業債償還費

公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円につき 八〇〇〇〇
千円につき 一三五〇〇

に改め、同表市町村の項中

建設に関する事業

- 四 公害の著しい地域における公害を防止するために必要な工場若しくは事業場又は家畜の畜舎の移転に伴い必要とされる用地の取得及び造成に関する事業
- 五 公害の著しい地域に係る土地区画整理事業
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める公害防止事業

2 公害防止計画に基づいて行なう前項各号に掲げる事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債(当該地方債を財源とする事業により設置された施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く)で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方

九 特別事業債償還費

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 公害防止事業債償還費」
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

「四十一 公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第六条第二項に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金」
「四十二 国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円につき 八〇〇〇〇
千円につき 一三五〇〇

に改め、同表市町村の項中

公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。(政令への委任)

第七条 公害防止事業に要する費用の一部を事業者に負担させる場合における第四条又は第五条の規定の適用に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

第二条 第四条及び第五条の規定は、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものにについては、なお従前の例による。

第十二条第一項の表道府県の項中
九 特別事業債償還費
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 公害防止事業債償還費」
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」
「四十二 国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十一 公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第六条第二項に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金」
「四十二 国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円につき 八〇〇〇〇
千円につき 一三五〇〇

に改め、同表市町村の項中

(流替規定)

第三条 この法律の施行の日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の施行の日の前日までの間は、別表中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設」とあるのは、「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定するごみを処理するための施設」と、この法律の施行の日から海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第三十六号)の施行の日の前日までの間は、同表中「海洋汚染防止法第三条第九号」とあるのは、「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十七号)第二条第六項」とする。

第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中
九 特別事業債償還費
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 公害防止事業債償還費」
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」
「四十二 国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「四十一 公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第六条第二項に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金」
「四十二 国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額」

公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円につき 八〇〇〇〇
千円につき 一三五〇〇

に改め、同表市町村の項中

別表

「十 特別事業債償還費」	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	一千円につき	一三二〇〇	を
「十 公害防止事業債償還費」	公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇〇〇	に改める。
「十一 特別事業債償還費」	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三二〇〇	

事業	事業の区分	事業主体	国の負担割合
下水道整備事業	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	地方公共団体	四分の三
公共用水域浄化事業	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川、同法第五条第一項に規定する二級河川又は同法第百条第一項に規定する河川の河川工事	地方公共団体の長	四分の三
緩衝地帯整備事業	港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港灣又は地方港灣の港灣工事	地方公共団体又は港務局	四分の三
廃棄物処理施設整備事業	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項第二号に規定する公園、緑地、広場その他の公共空地の新設若しくは改築又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の新設若しくは改築	地方公共団体	四分の三
廃油処理施設整備事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設の設置	地方公共団体	四分の三
汚染土壌改良事業	海洋汚染防止法第三条第九号に規定する廃油処理施設の建設又は改良	地方公共団体又は港務局	四分の三
地盤沈下地域高潮等対策事業	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業	地方公共団体	四分の三
教育厚生施設公害防止事業	海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	地方公共団体の長又は港務局の長	四分の三
	河川法第四条第一項に規定する一級河川、同法第五条第一項に規定する二級河川若しくは同法第百条第一項に規定する河川の河川工事又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	地方公共団体の長	四分の三
	港灣法第二条第二項に規定する重要港灣又は地方港灣の港灣工事	地方公共団体又は港務局	四分の三
	漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条に規定する漁港修築事業又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業	地方公共団体	四分の三
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院その他これらの施設に類する施設で政令で定めるものの新築、増築、改築その他の事業	地方公共団体	四分の三

理由

環境保全基本法第三十二条の規定に基づき、地方公共団体が行なう公害防止事業の実施を促進するため必要な財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約九十億円の見込みである。

○委員長 両案に対する提案理由等はお手元に配付してあります。資料により御了承を願います。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

なお、質疑者に申し上げます。秋田自治大臣及び山中国務大臣の出席時間が限定されておりますので、申し合わせの時間に御協力願います。また政府側の御答弁も簡潔にお願いいたします。

浜田幸一君。

○浜田委員 私はお許しをいただきまして、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案の内容についてお伺いをいたしました。

まず第一に、総務長官にお伺いをいたします。本法案と公害対策基本法第二十三条の関係のいかんについてお伺いをいたしたいと思います。本法案は公害対策基本法第二十三条に基づくものであるかどうかお伺いいたします。

○山中国務大臣 ただいまの条項と、並びに先国会において成立をいたしました公害防止事業費事業者負担法の両方を踏まえてつくったものでございます。

○浜田委員 二番目に、総務長官にお伺いします。が、本法と政府統一見解、すなわち公害対策について国が第一義的に責任を有するという統一見解を打ち出されましたけれども、その統一見解との関係はどのようにお考えでございますか、お伺いをしたいと思います。

○山中国務大臣 まず公害防止事業は、企業が第一義的な負担を負うもの、残りについて国と地方公共団体が公共事業として行なう場合の負担の負担率の問題であります。これについて二分の一を下に負担をすることにより、国が第一義的な責任を負うということになり得るものと考えます。

○山中国務大臣 二分の一が高いか低いかという問題もありませんが、一方それぞれの地方公共団体においては、それぞれの企業の進出によって起こります固定資産税あるいは住民税の法人税割等の収入が、試算の結果によっても、十分これだけの事業を行なう地元負担にたえ得る財源の増収が見込めるものとして私たちは見ておりますけれども、しかし、それについても国が第一義的な責任を負う場合は、まず補助率において二分の一を下回るということがあってはならないのは当然のことであるというところで、自治省当局のみならず、私も対策本部が大蔵省との間に立ってその基本的な姿勢を貫いたものであり、さらに自治省においては地方の負担分については特別な起債とそれの元利償還の二分の一補てんという特別措置を講ずることによって、ほぼ国の責任というものは達成できたものと考えております。

○浜田委員 第三番目に、本法が公害対策基本法第十九条による公害防止計画作成地域を主たる適用地域とした理由は、どのような理由でありますか。それ以外の地域については、三種の事業、河川、港湾等の浄化事業、二に汚染農用地等の土地改良事業、三に監視、測定施設等の整備事業に限って適用することとした理由は、どのような理由でありますか。

○山中国務大臣 これは全国を対象としたさなかつた最大の理由は、現在の下水道五カ年計画が

想定いたしております建設省は建設省なりの全国の下水道整備の計画があります。その中ですでに指定されました四地域、並びに今年度予定いたしました東京、大阪、神奈川等の非常に巨大な資金を要する地域等において、それだけでも配分の場合において先取りをされるわけでありまして、それを全国的にかさ上げをいたします場合に、現在の下水道整備五カ年計画ではとても対応できない。したがって、さしあたりは現在のところこれを公害防止事業計画の総理大臣の承認を得た地域についてかさ上げを行なう。しかしながら、その地域以外のものについては、先ほどの御指摘の点について、いままです補助率のなかつたものあるいは低かつたものを二分の一にするという措置はとっておりますが、一番の大きな焦点は、下水道そのものについて補助率を一律に引き上げることの財政的な困難さということにございまして、これがまた、地方にこれ以上しわ寄せが行きまして、建設省としては建設省なりに、それぞれ地方の中小都市に至るまで、下水道の普及建設というものは五カ年計画が達成されてもなお諸外国に劣る四〇数％の結果しか得られないことがわかつておるわけでありまして、それが現実において予算の中で事業費が食われてしまうということになっては元も子もなくなるといふことは正当な主張として私も認めましたので、中間折衷案としてたゞいま提出いたしております案に落ちついたわけでございます。

○山中国務大臣 現在公害防止事業として想定される事業については、おおむね公害防止事業費事業者負担法によるものとして想定がされておりますので、これ以外に、たとえば温熱排水等による水産動植物の被害の問題等が新たな具体的な問題として提起されてまいります等の場合について

は、具体的な補助率等がきまつておりませんが、事業もどういふふうにしていいものか、そこらの点が事業としても問題がありますので、政令で定めるもの等において、今後予想し得ざるものが、公害防止事業としてやらなければならないというものが登場したときに、それを取り入れていく予定でおるわけでございます。

○山中国務大臣 私としては四分の三にできればいいのですが、一方、大蔵省、財政当局としてはそのような高率な特例補助を一地域につ

いて行ないます場合には、原則としてその地方公共団体の財政力指数を勘案して、それを増減するという態度が貫かれております。それを排除するために二分の一というもので、そのかわり地方財政の財政力指数というものを勘案して増減しないという態度をとったわけですから、むしろ三分の二にして財政力指数を勘案されまして、特定の地域は別にして、大体財政力指数の高い地域でありますので、結果はかえって損をすると思っております。

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

います。

○秋田国務大臣 はなはだ恐縮でございますが、金額的なことはたゞいま詰めておりませんが、

○山中国務大臣 これは最初の質問にもお答えしていただいておりますが、二分の一が十分であるとは思いません。しかしながら、現在二分の一であるものはそれをこえる補助率にすることにかさ上げしてあるわけでありまして、一律に普通の国庫補助よりかさ上げをしておる。それについて思想としては国が責任を持つてやるのであるから、第一義的な責任として二分の一を下に下らざるという条件を満たしておるということでありまして、補助は高ければ高いほど地方公共団体はありがたいということでありまして、二分の一が理想的なものとも私思っております。むしろ国の義務は二分の一を下回らなければならぬという立場から、二分の一ということに下らざるものとして設定をしたわけでございます。

○山中国務大臣 もとに戻りますが、実は政府案のほかに野党の共同提案の法律案がございまして、その法律案を読みますと、その中には四分の三にすべきだという主張がございまして、先ほど総務長官の御答弁でございまして、現在国の場合には二分の一以上のものを特に取り上げてやる場合には財政的な圧迫がある。だから二分の一という御答弁があったわけでございまして、四分の三に政府案を定めることはできないのですか、その点お伺いします。

○山中国務大臣 私としては四分の三にできればいいのですが、一方、大蔵省、財政当局としてはそのような高率な特例補助を一地域につ

いて行ないます場合には、原則としてその地方公共団体の財政力指数を勘案して、それを増減するという態度が貫かれております。それを排除するために二分の一というもので、そのかわり地方財政の財政力指数というものを勘案して増減しないという態度をとったわけですから、むしろ三分の二にして財政力指数を勘案されまして、特定の地域は別にして、大体財政力指数の高い地域でありますので、結果はかえって損をすると思っております。

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

います。

○秋田国務大臣 はなはだ恐縮でございますが、金額的なことはたゞいま詰めておりませんが、

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

います。

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

います。

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

います。

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

います。

○山中国務大臣 同じ点を自治大臣にお伺いしたいと思いますが、二分の一にいたします場合と、たとえば野党案の四分の三ということにする場合に、財源支出の差額はどの程度でありましようか。念のために御指導いただきたいと思

企業等を配慮しながら、特別償却等については中小企業について資本金五千万円以下、従業員三百人以下は増減が年度によって違いますが、五千万以下に限ったと思いますが、それについては三年間で全額、すなわち一〇〇%の簿価を残しては全額償却することを認めるという特例をいたしましたし、普通の償却は初年度特別償却二分の一ということに認めた措置等によって、企業も大体公害防止のためのそれだけの必要な経費というものを支弁し、それは税制上の恩典によって経営がやっつけられると思っておる次第でございます。

○浜田委員 総務長官にお伺いしますが、公害債の問題について、実際に公害を除去するような形で都道府県等に対して公害債の権限を譲渡するような形は、具体的にどうされるのでありましょいか。公害を除去するために発行する公害債というものについては、お考えが全然ございせんか。

○山中国務大臣 これは自治大臣のほうで、先ほど私が申し上げました地方債の特別措置というもので、元来適債事業でないものについても公害に關するものは起債を認めよう、そうして元利補てんについて二分の一まで認めようということが措置してありますが、もう一歩前進をして、国の立場においても、公害対策のための財源として、公害企業に対して買い取らせる財源としての公害債の発行もしくは地方公共団体の縁故債みたいなものを出してそれを買い取らせる方法、これら等については一つのアイデアではありますが、いまのところ制度として確立するには問題点が多過ぎるということで見送ってございます。

○浜田委員 そこで、私は十九条と二十三条の関連についてお伺いしますが、十九条の御答弁の中では、事業に該当するものについては二分の一に定めた理由は財源が貧困であるという理由のようでございますが、二十三条の指定地域外の地域に対して、たとえばどのような形で御援助をなさろうとするのでありましょいか。いまあらゆる議事

録を見てみますと、総務長官の答弁の中では、とにかく計画を徹底的につくらせる、そういう形で事業計画が出てきたものについては同じように取り扱うのだということでありましたが、それらの問題を解決するにあたっての補助財源の幅です、それをどのような形で確保されておるのでありましょいか、この点お伺いいたしたいと思ひます。

○山中国務大臣 この俗にかき上げ法と略称で言いますが、これについては大蔵と自治との間の折衝が難航いたしましたし、また建設省等も独自の下水道を中心とする建設行政の立場から無理からぬ意見の開陳等がありましたので、最終的に対策本部が中に入って調停をしたわけでありましょ。これは財源だけの議論ではありません。しかしながら、今後それらの地域が公害防止計画というものを次々に立てていきます場合に、それについてはさしあたり本年はさういうつもりで国庫補助をかき上げして予算が組んでありますから、事業費を食うことで迷惑かけるのは公害防止事業を行なう地方自治体であり住民でございますから、この場合においてはかき上げした分については精算払いにおいて、四十七年度予算で精算をするというところになっておるわけでございます。

○浜田委員 私は持ち時間が参りましたので、終わらしていただくかなければなりませんけれども、最後にもう一点だけ伺わしていただきたいと思います。

二番目に御質問を申し上げました政府統一見解、すなわち、公害対策については国が第一義的な責任を有する、こういうことで統一見解を出してあります。本法をつくり上げることに、総務長官が第一義的な責任を果たし得ると御確信をお持ちでありましょいか、もう一回御答弁を願ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは、国が一義的な責任を負うというの、まず国が法律によって、公害は発生源者であると思われる企業のはうがまずみずからその発生をさせないための法律をたくさんつくつ

たことは御承知のとおり、これが第一点であり、第二点は、さらに公害が発生した場合において、その公害防止の事業を行なう場合において、その負担が、まず防止事業費事業者負担法によって企業が第一義的に負担する比率を定める法律をつくつた、これが国の責任の第二点です。そうして残り分野で、財源的な問題として残された負担分について国が二分の一を下らざる姿勢をとった、これが第三点でありますから、その後の総合的な展開を考えたならば、国が公害対策を、かつての臨時国会までの姿勢としてとってまいりましたものを大きく国の責任で立法をし、義務を定め、補助率のかき上げをしたという点において、私は今後これで行っていきけると思っております。現在すでにかき上げ法がなかった前提において作成された、認可されました三県四つの地域においても、今回ののかき上げについて非常に喜んでおられるという事実がこれを物語っておるものと私は考えます。

なおしかし、総事業量の問題について、問題が下水道等について存在すること、このことは私も否定をいたしません。

○浜田委員 時間が参りましたので、終わらしていただきますが、一点だけ要望させていただきます。

私は、本法律案を勉強している過程で痛切に感じましたことは、かき上げ法案をつくられる場合に、やはり国務大臣にもう一回強力に大蔵大臣に御折衝をいただいて、私は計画的な公害の排除のためになお一そうの御努力をいただきたいと思います。御答弁を承っております形の中で、まだ御意見として申し上げたい財政上の問題もございしますが、特に国務大臣は期待されておりますから、国務大臣が大蔵と折衝する場合においては強力に、予算がないから公害を排除できないという御答弁をしなくても済むような、そういう私は強い大臣になつてもらうことをこの際お願いをし

て、私の質問を終わらしていただきます。ありがとうございます。

○菅委員 島本虎三君。

○島本委員 まず総理府長官にしばらくぶりでお伺いいたしますが、昨年の暮れに公害関係の立法が十四で、今回また悪臭防止法が出てまいりまして、法律の体系も一応そろつてまいりました。しかし、それ以前に可及的すみやかに制定したような範囲の法律で、手直しをしなければならぬようなものもほつと出ておるようでありましょ。ことに、公害に關する被害者に対しては医療扶助だけでありまして、もっと広範にこれを見なければならぬような状態にもう遭遇しておると思ひます。それで、この際まず先に――全面的に法律を当然見ていると思ひます、環境庁もすでにできることもほつとありましたから、見ておると思ひます。そのうちで特に被害者の救済関係について、もう一度これを取り上げて、もう一度これを手直しして、もう一度この問題と全面的に取り組むようなお考えがございましょいか。まず先にこの決意を伺つてから質疑に入らしてまいります。

○山中国務大臣 あまり内論は公的にしないほうがよろしいのかもしれませんが、予算折衝の最終段階で厚生省と大蔵省の妥結した案に私は不満を持しましたので、私のほうから公的に閣議の席で発言を求めて、大蔵大臣に再考を促しました。そうしてわずかでございしますが、現在の範囲内の介護手当その他についての増額措置あるいは基準等についての手直しを行なつたわけでありましょ。しかし、問題は今後この範囲でよろしいのかどうか、あるいはまた通院、医者にかかる日にちを少し少なくしたくらいで、それでの確に把握できるものかどうか、あるいはその他の補償等の妥結するまでの間の生活の問題という問題を、公害に關する限り、他のバランス等もございしますが、生活保護という分野だけでとらえていいものであるかどうか、あるいは公害病と明確に死因が明記されなくなつた方の葬祭料等、これは原爆被害者の

関係等のバランスもございまして、いろいろむずかしゅうございますが、やはりそこまで私たちが、不幸にして公害病という病気にいかかってしまった人たちの生命の尊厳あるいは健康の重大さを考えて、今後一そう研究したいと思っておりますが、予算と関係がありますので、いまの段階では私がこのようにしたいということを申し上げられないわけでございます。

○島本委員 なお、この問題は、あまり討論の時間もございせんが、すでにこの問題一つを取り上げましても、以前にできた法律の中にも手直しを必要とする趣の多いような法律があるので、全面的にこれを検討してみたい。それと、被害者の救済の問題は、まず医療に限らず、生活と、それから財産もあるわけでありまして、これも広範囲にこれからの検討していただきたい。その意思があるようでありまして、この点はもう一度確かめさせていただきます。

○山田中国務大臣 これは私が責任を持って答弁する体制にいまはないわけで、厚生大臣の専管の法律であり、専管の予算でございますが、私は公害担当大臣でございますから、あえて答弁をいたしておるわけでございます。

しかし、国会のお許しを得て七月一日に環境庁が発足いたしますれば、そのための大臣が一人増員までされて体制をやらうというのでありますから、この体制に従って環境庁長官が情眼をむさぼることは決して私はないと確信しておりますので、これらの問題についての引き継ぎを正確にしておきたいと思っております。

○島本委員 十分引き継ぎをしていただきたいことをお願いいたします。議会の場合には、お願いいたしますということばじゃないのだそうでありまして、要請するということばなのだそうでありまして、しかしこういうような問題についてひとつ強く要請をしておきたい、こういうふうに思います。

それと、これはいかがでしょうか。先ほど浜田委員からいろいろいわれる統一見解についての

話し合いがなされ、私もそれはちょっと大事だと思っております。すなわち、いわゆる財政負担を中心にしてこれを考える場合には、あの公害対策事業は地域社会のことであり、地方公共団体の最もなじみやすい事業である、こういうようなことばから発したようでありまして、その統一見解としてできた、公害に関する施策は国が第一義的責任を負うのは当然であり、地方自治体の協力も得なければならないが、そのための財源負担を地方に押しつけることがあってはならない、この趣旨であつたように私は記憶し、いまでも脳裏を去らないのであります。今回この公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案、この中には、全面的にこれが盛り込まれて、統一見解に盛り込まれた法律である、こういうようなこともい承りました。しかし、秋田大臣に承りますが、そういう趣旨に基づいて自治省では十分配慮をしてこの法律案をつくられましたかどうか、今回は秋田さんにお願いしたいと思っております。

○秋田国務大臣 御趣旨に従いまして、配慮をいたしたつもりでございます。

しかしながら、いろいろこまかな点に至りましては議論があらうかと存じます。それらの点については、今後検討し、関係官庁とも十分連絡をとってこれが改善を期してまいりたいと私どもとしては考えております。

○島本委員 今回の場合、特にこれは両大臣に私はお伺いしたいのですが、十四の法律ができ、今回また一つ法律案が上程されている、その精神は、一貫して権限の地方委譲というこの線が盛られていくわけでありまして、そうなりますと、地方委譲されて実施の段階に入っているのが現状でありますから、その点では人員やまた予算の面で十分配慮がなされているはずだ、こういうように思うわけでありまして、そういうようなことからして水質汚濁防止法、こういうようなものに対しては、知事は汚濁の状態を常時監視しなければならぬことになっていくわけでありまして、その権限も知事に委任されているわけでありまして、そして

この監視の方法もいままでと同じような状態では画竜点睛を欠くのであります。あらためてこれも具体的に国が法によってきめ、必要な資金の点ではこれを見ていく、技術的な面の助言もする。同時に完全にこれが行なわれるような配慮は知事がしなければならなくなったわけでありまして、常時監視というのは、ことばでは簡単に言えますが、これを実行に移す場合には、やらなかつたかやうていのか、監視したというの、ことばばかりでありません。監視したけれども、なかなか具体的な問題はこれに伴わないのであります。この点で自治大臣、どういうふうな具体策をお考えで権限の委譲をなさつておるのであるでしょうか。この十四の法律、基本法が一つ、今回審議中のまた当然制定されますが、一つを入れますと十五、全面的な権限委譲、この権限委譲の中には、ただやってもやらないくてもいいという問題だけではありません。三十数項目にわたる権限の委譲がありますから、これはまことに重大なものであります。これに対して具体的に配慮がなされておりますかどうか、ひとつはつきりお伺いしておきたいと思っております。

○秋田国務大臣 監視に関する行政費及び監視に関する人員の整備等は地方財政計画及び交付税で十分配慮いたしたつもりでございます。人数につきましても千八百四十名でございますが、食料関係で五百何名かそれぞれ増員の配慮をいたしております。交付税で百億程度いろいろ配慮いたしておりますので、今後実績に徴しまして不十分の点がありますれば、これを補充いたして今後の改善を期しますが、まず最初いたしましては、処置をそれぞれいたしたつもりでございます。

○山田中国務大臣 これはもう御承知でしょうけれども、監視、測定、測定の機器についての補助を全国二分の一とする点がまず第一点。それから今回さらに地方の公害専従の職員を交付税措置するものが三千名から千八百四十名ふやしております。それからすでに答弁もいたしておりますが、地方のいままで都市型保健所に置かれておりました各種立ち入り権限等を持つておいた者を公害監視員とい

うことにして、いままでの三カ年計画を改めて、ことしから三カ年で五十七名、五十七名、五十八名というふうにおおよそ公害の予想される地域の保健所にはそれぞれ公害担当監視員が配置されるという体制をとっているわけでありまして。

○島本委員 できるならば、人の配置それから予算の配置、それとあわせて人がいなくてもわかるような器材、すなわちそういうような技術の開発、これがなければ、今後の排出基準をきめ、また上乗せ、横出しをしても完全に人間が行ったときにいれればわかるけれども、やみ夜にまぎれて黒い水を流しても見えないのが常識でありますから、科学的測定というものが今後権限委譲されたあとの実施面では重要な要素になります。この点についても十分考えて対処してもらいたい、またそうしなければ実効があらうない、こういうふうに思うわけなんです。この点十分配慮はされていると思っておりますが、まだ不足の感があります。コンピュータ並びにデータ通信もいまいよいよ実行の段階に入っておりますが、これら科学機器を排出口の中に入れて自動的にそれを測定し、あわせて人間が見ながらまたそれに上乗せをして監視する、こういうような機構がでないものかどうか。これはまことに重要だと私は思っているのですが、この点いかがでしょうか。

○山田中国務大臣 それは今回の予算で監視のための常時監視のロボットモニター制度を採用いたしましたから、御趣旨に沿ってその方向へ具体的な第一歩を踏み出していると御了解いただきたいと思っております。

○島本委員 それはわかりました。それと若干長官に、この点、疑問です。長官が主宰して先般公害防止事業費事業者負担法が成立をいたしました。その中で今度事業そのものは公害防止事業という、こういうような一つの理由をつけていろいろ実施するような策定であります。今回の本法によると、公害防止対策事業と、「対策」というのが入っているわけでありまして、ともにこれ

しかしもう一つ。下水道法も逼迫いたしました。その中で根本建設大臣が、下水道整備は金を出しただけでは解決しない段階になった、わが国では下水道技術者が不足しているのだ、すなわち技術者を養成するのが課題だ、こういうふうに言っているわけです。この課題が解決されないで

にセーヌがきれいだ。こういうような水が流れ、そこで釣れた魚も食べられる、こういうふうな状態なのでありまして、いまさら日本がそれ以下の技術であるということにはなっておりません。それ以上の技術があるはずなのであります。それ以上の技術があっても、それ以上の予算があつて

ります。この点を解明しておきたい、こういうふうに思っています。質問申し上げます。

○山中国務大臣　この第三条第一項、これは特別にほかしてあるのではなくて、政令はいずれ書きますけれども、財政上の特別措置というものがございます。に災害復旧にかかる事業、災害復旧関連事業、

号、四号という提案については設置ということに限られた、こういうことでございます。

○島本委員　なったことは知っています。なったことは知っていますけれども、下水道にだけそれがある、他のほうにつけなかった理由を言うのです。なった結果を聞いているのじゃない。結果

だけなら、ここにあるなしですぐにわかる。それは大臣。

○山中国務大臣 この法律は私も調整に当たりましたが、この詳しいこまかな作成の監視まではいたしていませんでしたので、いまの点の違ひはただいまの財政局長の説明でよろしいかと思うのですが、その経過については私もつまびらかにいたしていませんけれども、やはり法律の現行法と新しく出てくるものとの違いは若干の表現の差はあり得るものと考えます。

○秋田国務大臣 いまの事務当局の説明に結局帰着いたしますが、二号、三号は新しく設置の場合の補助規定がありますので、それをとっております。下水道の場合におきましては、やはりこれが一番主体でございますから、改築の部分もこれに含めていった、それだけここに重点を置いておる、私はこういうように解釈をいたします。

○島本委員 それはまことに事務的な答弁でありまして、内容はわかりません。下水道のほうだけ設置と改築があつて、その他のほうには同じ廃棄物の処理や、そのほか公立の義務教育の施設や、汚でいその他公害の原因となる物質に対するいろいろな処置とか、また、工場または事業場が設置されておる、それに対する緑地その他これに類する政令で定める施設の設置とか、いろいろあるのです。どれを見ても重要であります。しかし、片方のほうには改築があり、片方のほうには載せない。それは制定をされる際に落ちたのだ、こういうことならばすみやかに入れるほうがいい、そうでなければどうも一貫性がないじゃないかと思つた。ある以上やはり十分これは生かさなければならぬのです。ほかのほうも全部これは改築も入るべきだ、こういうふうに思うから言うのであります。これは答弁になりません。事務的な答弁のほうは少しおかしいのです。

○山中国務大臣 そうは極端におかしうはないのです。これは現在の下水道法そのものが「設置若しくは改築」という表現になっており、緑地のほうは別ですが、これは何も改築は要らないと思う

のです。それから三の廃棄物については、法律が設置事業、こういうことになっておるので、それを受けた。これは事務答弁にすぎないかもしれせん。しかし、問題点は、確かに廃棄物処理施設については現在のプラスチック公害等の問題等について問題がすでに提起されておりますから、これは今後検討課題とするに値する有力なる意見として傾聴いたします。

○島本委員 この問題はあとから十分関係委員会において詰めていきたい、こういうふうに思っています。

それで、十年間の時限立法で、この十年の間に公害防止計画の策定、地域の指定、これを全部完了させる、こういうようなことのものであります。十年間でこれを全部やつて、そのあと日本は公害のない都市になるのかどうか、この自信はどうなのですか、自治大臣。

○秋田国務大臣 十年間に策定は急いで、たいへんむずかしいことではあります。ぜひやりたい。実施については多少残る場合はあると思われま

す。

○島本委員 私はちょっといまの答弁納得できない。重要で、十年間の時限立法です。これは永久でも、これから科学が発展していく、重化学工業もこれからぐんぐん伸びていく。そうした地域がどんどんできてくる。十年間であとはやめてしまふという考えは私はとらない。やはり日本から公害をなくするまでこういう事業はやらなければならぬはずなのであります。十年間の時限立法とした根拠は納得できません。

○山中国務大臣 これは十年間に公害防止事業並びに一般の普遍的に行なわれる事業について、おむねその実施は着手を終わるということですが、十年を経過した後もこの法律によつて事業が行なわれている場合は、この法律はそのままの実施の終了まで引き続き行なわれるわけですから、極端に言う、十年目に策定された計画もその中に入るわけですから、われわれとしては、基本的な考え方問題ですが、日本

じゅう野も山も海も全部公害におかされておるわけじゃないですから、それらの地域について十年間であつた始末ができるという確信を持つてやることは私は悪いことではないと思うのです。そうして、できなかつた場合はできなかった場合のことだということ、お考え願ひたいと思うのです。

○島本委員 さように考えてわれわれもこれを善処し、いろいろ対策を実施させていきたいと思います。ただ、いまさういうふうにも言つても、もうすでにりつぱな自然公園であつて、国立公園、湖沼、湿原、その周辺、こういうような場所は、汚水の排出、こういうようなものを一切許可制にして、現在ある自然公園法を改正して、たとえば摩周湖をはじめとして十五の湖、こういうようなものは環境基準をきつてくつても、これをよこしてはならない。これに對してきつた態度でやる。きまつたものは去年の十二月です。ところが、もうすでに北海道のあの自然の湖の摩周湖は、透視度はかつては世界一位、二位であつたのが、現在度のはかたは五位、六位、七位に落ちておるという話です。これはどういふわけですか。自然の環境さえたんだんよごれていって。ことに芦ノ湖だとかその他国立公園の中のキャンプや旅館、こういうような設備についてはたし書きの点でこれを認めておる。これに對してもつとき然とした態度をとらなければ、国立公園そのものも、これからよごしてはならない、よごれないはずのものもだんだんよごれてくる。ましてよごれたところをこれからよくするためにやると言つたところを現にこういうようなものをそのままにしておいたのでは、これはりつぱな手本ではありませぬ。何らよごれてない、透明度世界一だつたものがいまやよごつてしまつておる。四十一メートルだったのがいまでは二十九メートルになつておる。これはやはり十分の管理の手を怠つておるせいだ。この点についてもつと法その他改正に実施するよう、また同時にこれに對しての抜け穴があります。一キロ以内であればそれをやる。

それより離れたところに鉱業所があつて、汚水を流しておつても、その点は大目に見られるような抜け穴があるのであります。これはいけないと思ひます。今後この点に對して十分配慮をいたしたい。これをお願い申し上げます。答弁があれば伺つて、私の質問を終わります。

○山中国務大臣 まず國が管理し、県が管理する国立、国定公園、こういうものを國がきちんとできないうで、他に環境浄化を求めるといふ姿勢はもちろん誤りでありますから、環境庁には環境保護といふことで、自然保護局という国立公園部そのものをそつくり移して、現在きびしい規制をやろうといふ体制をとつておることは御承知のとおりであります。さらに水質審議会において今回新たに指定いたしました地域に摩周湖等も入つておると思ひますが、これらの設定された水質の基準達成のために、これから計画的にそれらの周辺の下水道整備、その他の終末処理等について、具体策が樹立されていくわけでありまして、これ以上悪くならないための政策をとるために、具体的な前進をしておるといふことは申し上げられると思ひます。

○島本委員 終わります。

○香委員長 古寺宏君。

○古寺委員 最初に山中総務長官にお尋ねいたしますが、公害防止計画策定の基本的な姿勢、これについてお尋ねいたします。

○山中国務大臣 まず、最も顕著な公害現象が起こつたところから、公害防止事業を、総理大臣の承認を受けた計画として策定して行なつていくということでありまして、すでに具体的には昨年度、三県、四府、そして本年度予定が東京、大阪、神奈川という、一番地域住民が問題を提起されておる地域が、いま具体的な作業に入つておるわけでありまして、さらに今後それを展開しまして、公害の問題が提起されておる地域において、大体において公害防止計画が策定されるようにつとめてまいるといふ基本的な姿勢でございます。

○古寺委員 そういたしますと、十九条一項二号

の、これから公害が発生し得る地域に対する予防的な公害防止計画というものは、策定するお考えはないわけですか。

○山中国務大臣 もろろんこれは一号、二号ともに踏まえこの公害防止地域を設定していくということであります。

○古寺委員 そういたしますと、今後開発を予想されるむつ・小川原湖大規模工業開発地域等についても、時限立法でございしますが、その期間内に開発が行なわれる場合には、防止計画を策定するお考えがございしますか。

○山中国務大臣 これは、政治の姿勢の問題ですが、今後、たとえば一例をあげられたむつ・小川原湖、これなどは、三沢基地の大量整理その他の問題もあつて、急がなければならないと思うので、すけれども、こういう新しくつくるような工業地帯等について、なおかつ公害防止事業を計画的にやらなければならないとすれば、それは私は政治の敗北だと思ふのです。そのためにこそ各種規制法をつくつて、今後公害が起らないようにしようというのをいっているわけでありまして、今後出現するような工業地帯等について、公害が起らないために各種の規制法規というものを厳正に守らせる、そしてそれは都道府県知事が、自分たちの行政管轄下の直接の問題として、さらに環境基準その他の上乗せ等を行なつて、地域住民が繁栄のための犠牲をしいられることのないようにする姿勢というものが、前提にあるわけでありまして、新しくできるものを将来の公害防止計画の適用に入れていかなければならないということであれば、私どもの政治責任において、公害に対する姿勢が失敗したということの意味するものだと考えております。

○古寺委員 そういたしますと、四十六年度に基本方針が指示される予定になっておりますところの、茨城県の鹿島の場合は、これは失敗とみなしてよろしうございしますか。

○山中国務大臣 鹿島は昨年突如として出現したものでないのではありません。私も、これは責任

は政府にありますから、あえて申し上げますれば、政府の今日までの経済の発展に対する姿勢というものが、公害という観点からややかたつたという結果が、鹿島においてもその問題提起になつておるといふことでありますから、鹿島の問題と、今後規制法が整備をされた後に設定されていく開発地域とは、根本的に条件を異にすると考えておりますから、これは成功であつたとはいへないわけですが、いづゆる政治の責任における失敗の分野であるかどうかについては、これを完全に克服する努力をするということにおいて、中間的な問題であると考えます。途中で考え方がもつときびしくならなければならないという状態になつてきたことだと思ふので

○古寺委員 そこでお尋ねをいたしますが、公害防止計画にかかわる事業費が、大幅に予算の削減を見ております。この予算の削減によつて、今後四十六年度からスタートする地域におきまして、五カ年において目標を達成できるといふ、そういう見通しはございしますか。

○山中国務大臣 これは、お尋ねの、予算が大幅に削減されたということがよくわからないのですが、それぞれの公害防止計画を立てます地元では、最も理想的なものとして、最大限の要求をされるわけでありまして、それに対して、関係各省が政府の立場においてよく御相談を申し上げて、具体的に直接の事業、関連の事業と振り分けをしなから、最終的にはその関係の府県と一致した計画として総理大臣の承認までござつていくわけでありまして、予算の要求と査定というやうな形と似たやうなものであらうと考えます。これが、公害をなくするための基本的な問題まで予算というものが削られる、あるいは計画そのものが予算額において認められないといふことであれば、当然その当該都道府県なり関係市町村が承知されないだらうと思ふのです。合意したものが総理の手に上がつていって、中央公害対策会議においてこれが決定を見るというところであります。

○古寺委員 そこで、具体的にお尋ねをいたします。千葉県の市原市の場合でございますが、これは、政府から基本方針が示されまして計画を策定いたし、それに対する予算も要望したわけでございますが、予算の要望が二百七十六億九千五百万円でございます。これに対する決定が九十一億二千六百五十万円でございます。約三分の一に減額をされております。これではどうもその目標の達成ができないのではないかと、このように考えられます。また地元においても、こういう問題については納得をしていないようでございますが、こういう点についてはどういふふうにお考えでございますか。

○山中国務大臣 納得をしていないという意味が、政府の計画を拒否するということであれば別であります。自分たちはここまで要求をしたけれども、それではいかにかつたという意味において、あるいは市議会なり県議会等で議論はあり得ることだらうと思ふが、その詳細な作業の過程が必要であるならば、私のほうの作業を担当いたしました植松次席より答弁をいたさせていただきます。――必要ですか。いいでしょう。

○古寺委員 それでは、法律案の第二項第一項にいうところの公害の範囲の中には、重金属による土壌汚染、窒素酸化物汚染いわゆる光化学スモッグといふものは含まれるのかどうか、お尋ねいたします。

○山中国務大臣 窒素酸化物はもろろん物質としてとらえるわけですが、光化学スモッグといふことはその現象だと私は思うので、そういう現象の起らないやうな状態をつくり上げるといふことでございしますから、ある意味では、その前の段階で処理するといふことが含まれておるものであります。公害対策基本法第二條の気持ちをおのまゝ受け継いだものでございします。

○古寺委員 公害対策基本法の第十九條に基づいて近く発足が予想される大阪府下の公害防止計画の基本方針では、大阪国際空港周辺騒音対策が含まれる、こういうふうに聞いておりますが、千葉県の成田市に予定される新東京国際空港の周辺騒音対策についても特別措置が認められるべきではないか、こういうふうにお考えのわけですが、いかがでございますか。

○山中国務大臣 当然適用されることになると思ひます。

○古寺委員 公害防止計画第一号でありますところの千葉・市原、四日市、水島の三地域でさへ総額約二千九百億円の事業費となつておりますが、第二次に予想されるところの東京、大阪、神奈川の三地域は、大都市でもあり非常にその規模も大きくなるわけでございますが、昭和四十六年度及び昭和四十七年度にどれだけ財政負担が予想されるか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○山中国務大臣 これはまだ予測が困難でございますが、ただいまの三県においてさへもそれだけの金額でございしますから、東京、大阪、神奈川がこれから具体的な計画に入りますと、財源的には腰を抜かすやうな大きなものになつていく可能性がございします。これは私の一存だけで、ただいま金額をどの程度ということは申し上げかねる問題でございます。また逆に言うと、東京、大阪、神奈川といふものがある意味において一つの峠だらうと私は思ふのです。そういう意味においては、財源等について十分大蔵当局と話をしながら取りこぼさないやうな計画をつくりたいと思つております。

○古寺委員 法律案の第三條第一項の規定を、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業に適用する場合には、法第二條第三項の第五号から第七号に及ぶ事業に限定してあります。この理由はどういふ理由でございしますか。

○山中国務大臣 これは第三條第三項「公害防止計画が定められていない地域」すなわち各大臣の協議によつて知事の申し出をこの公害防止事業

として行なうという場合の補助率の問題だと思ふのですが、これは大体いまのところそういうものを対象とすべきだということで、普遍的なものとして取り入れたらということになりますから、取り入れたものについて行なうということ、そのまゝ受けておるだけでございます。

○古寺委員 その限定した理由でございませう。

○秋田国務大臣 公害防止計画地域外で、非常な人の生命に関係する分が多いし、また緊急に処置をすべきもの、また監視、測定等、これは基本的な必要なのでございませう、それだけでは少なくともやっております、こういう趣旨でございませう。

○古寺委員 自治大臣からお答えがございましたが、土壌汚染防止法によってこの公害防止事業を行なう場合には、自治大臣のほうから農林大臣あるいは今度の環境庁長官ですか、協議してきめることになっておりますが、安中のような場合、自治省としてはどのようにお考えになっておりますか。

○秋田国務大臣 自治省といたしましては、ああいう地帯はむしろ防止計画地域に入れて考えてしかるべきかと思ひますが、もしそれができなくて、それに準じて考えていきたい、こういうふうにお考えでおります。

○古寺委員 公害防止事業に要する経費を考えますときに、今後地方財政の動向によつては事業計画の進捗に支障を来すような場合も考えられるわけでございますが、そういう場合の対策については、自治大臣はどういうふうにお考えでございませうか。地方財政の逼迫したような情勢が今後出た場合に、公害防止計画というものが目標どおりに進捗しない場合が考えられます。そういう場合に自治省としてはどういふ対策をお考えになっておりますか。

○秋田国務大臣 その当該地方公共団体の財政事情に応じまして、交付税措置ないし起債措置を講じまして、防止事業の施行に遺憾なきよう、時宜に適切な処置をとってまいりたいと考えております。

○古寺委員 現在三党から提案されておりますところの四分の三の補助率の問題については、大臣はどういうふうにお考えでございませう。

○秋田国務大臣 先ほど山中長官からお答え申し上げたとおり、私も同様にお考えでございませう。

○古寺委員 そういたしますと、将来引き上げることもあり得るというふうにお考えでよろしいでしょうか。

○秋田国務大臣 必ずしも私はここで将来四分の三まで引き上げるという約束はいたしかねると思ひますが、いろいろ関係方面と連絡、検討はしてみたいと思ひます。四分の三にできるといふことはここにお約束いたしかねます。

○古寺委員 せっかくこの法案に国庫補助の特例が規定されても、各省において採択されない場合には補助事業がでないわけですから、公害防止事業が進みません。聞くところによりますと、当初の案には、国は公害防止事業について優先して補助を行なうよう特別の配慮をする、こういう項目があったらどうでございませう、その規定を削除した理由でございませう、どういふわけでございませうか。

○秋田国務大臣 法律技術上必ずしも精神的な規定がなくても、法の精神はその考えでやるのだからということを取り除かれた、こう私は理解をいたしております。

○山中国務大臣 補正して申し上げますが、これは一応国の負担にかかる補助率の特例を定めた法律でありますから、自治大臣から諮議するような形になっておりますが、実際上の公害防止対策、環境保護の仕事は環境庁長官が一義的に責任を負うわけですから、別途環境庁設置法で各省大臣に対して報告を求め、あるいはまた勧告をし、勧告を受けた大臣はその勧告に従つた措置を報告しなければならぬ、そしてまたそれが環境庁長官として不服な場合には、内閣法第六条の定めによる総理大臣の各省大臣への指揮権というものの発動を要請する意見具申権が与えてあります。

で、環境庁が足元いたしますと、そういう意味において、自治省が目が届かなかつた場所でも環境保護の立場から環境庁長官が報告や協議や勧告をするということが出てくるわけでありませう、その意味では補完されると考えます。

○古寺委員 そうすると、現段階においては公害対策本部副部長である山中総務長官がそういう立場になりますか。

○山中国務大臣 そのとおりでございませう。

○古寺委員 そういたしますと、先ほど申し上げました千葉県の市原市におきましては、公共下水道の終末処理場を現在建設中ではございませう。これに対して建設大臣の認可があるにもかかわらず補助が一銭もない、こういうような実情でございませう、そういう点については山中総務長官はどういうような配慮をなさつたのですか。

○山中国務大臣 補助がないという実態については、私、他省の問題でありますから、つまびらかにわかりませんが、当然補助が終末処理場についてはなされるものと思ひます、それについては当然今回のかさ上げ法の対象になると考えます。

○古寺委員 こういふようなせつかく公害防止計画をつくつてもやはり財政的な裏づけがなければ、その目標の達成はできないわけではございませう。したがって、先ほど申し上げましたように、採択のいかんによつては目標の達成は不可能になるわけでありませう、こういう点については今後十二分に御配慮をいただきたい、そのように要望いたします、終わります。

○菅委員長 山口鶴男君。

○山口鶴男委員 昨年の公害国会で産業公害との連合審査会で、山中公害担当大臣にお尋ねしたまふ第一の問題は、公害関係法案の内容の大部分が政令にゆだねられてゐる。今回出されたこのかさ上げ法案も重要な部分は政令にゆだねられてゐるわけですが、したがって、この法案だけ審議いたしましたけれども、内容が全くつまびらかにならない、したがって、少なくとも公害関係の昨年提出をさ

れました十四法案、すでに成立をいたしておりますが、この政令の内容については一体いつ明らかにするのかということをお尋ねいたしました。山中担当大臣はこの点明確にお答えになつてゐるわけでありまして、次の通常国会において明確に答弁できるような作業を進めております。ところが、現在通常国会で審議をしておるのですが、たとえば土壌汚染防止法に対する政令は一体どうだと聞きました、いま検討中だ、こういう答えです。すべてそうじゃないかと思ひますが、これでは、山中公害担当大臣が公害国会において約束をいたしましたことが守られていない。これでは非常に遺憾だと思ひます。したがって、公害関係法律の政令案を今通常国会の論議の対象に十分なり得るような時期にわれわれに示していただくことができるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これはもちろん法律の公布という日が、海洋汚染防止法以外はほぼ大体今国会中ぐらには政令をつくらなければならぬ公布日になっておりますから、当然間に合うわけですが、これは各省関係折衝をしなければ、なかなか政令こまかく詰めますので、時間がかかりますが、たとえば私の公害担当として主管しております公害防止事業費事業者負担法等の政令は、四月に入りますと、国会で御質問があれば全部御説明ができる、あるいは閣議決定の段階に持ち込むというところまでできております。

○山口鶴男委員 そうしますと、このかさ上げ法案に關係する政令案、これは今通常国会にお示しをいただくということはひとつ約束いただけたまふね。出さぬかだけいいですよ。

○長野政府委員 今度の特別措置に関する法律案關係の政令制定事項につきましては、事項の内容の概略は資料として提出することにしたしております。

○山口鶴男委員 問題は、この法律の關係の政令だけではだめなんですね。これのもとになるたとえば土壌汚染防止法とかいろいろ各種の法律が

あるわけですね。その法律の政令案がわからなければ、この法律の關係の政令案だけ出ても意味がない、そういうものも含めてだいたいようぶなんですか、そういう意味で私は公害担当大臣に聞いたんですがね。

○植松説明員 いま大臣からお答えがありましたように、費用負担法につきましてはもうほとんどできておりまして、四月中には完全に成案を得ることができそうです。それから土壌汚染防止法につきましても同様でございます。これは農林省が主管いたしておりますから、いまいつまでということとを私はつきり申し上げることができませんけれども、作業が進んでおります。

○山口(鶴)委員 じゃ約束をひとつ完全に履行いたしてください。強く要請をいたしておきます。

次に、この法律の第三条の三項ですね、この点についてお尋ねをしたいと思うのですが、先ほどこれに対して自治大臣は、古寺委員が一体これに該当する地域はどうなんだと聞きまして、生命に危険がある地域を早急に措置しなければならぬ、そういう場合にこれを適用するのだ、こう自治大臣はお答えになりました。そして、安中はどうか、こうお聞きになりましたら、これは公害基本法十九条にいう防止計画に当然組み入れる地域ではないか、こうお答えになったわけですね。聞いておられたと思うのですが、一体この点は、公害担当大臣としてはどちらなんですか。十九条二項にいうところの公害防止計画を総理大臣が定めるこの地域は、およそ全国どのくらいの地域を考へておられるのか。その場合に、古寺委員が指摘したような安中、あるいは同じような種類では黒部あるいは磐梯町、こういうようなカドミウム汚染地域、こういうものは十九号二項にいう総理大臣の指定地域とするのか、その点一体いかがでしょうか。

○山中国務大臣 秋田大臣がおられないのでたいへんぐあいが悪いのですが、先ほどの答弁は訂正したほうがよろしいと思います。ということは、公害防止計画に対象として組み入れるべき地域で

はない、すなわち土壌汚染防止法そのものによつて施行される公害防止事業の対象地域であるということであらうと思います。

○山口(鶴)委員 これは困るんですね。ひとつ委員長、両大臣の答弁が食い違つては困るわけなんでありまして、この点はやはり明確にしてもらわなければ困ると思うのです。

○長野政府委員 いま総務長官から御答弁いただいたとおりでございます。自治大臣の申し上げましたのは、農用地の土壌汚染防止等に関する法律による対策地域とお答えすべきものを、ちよつと防止計画区域と似たような表現をしたということとでございますから、これは改めさせていただきますと思います。

○山口(鶴)委員 あなたはそばにおつて耳打ちしておつたのですから、連絡のしかたも悪かつたのじゃないですか。大臣が間違えた答弁をされたのを財政局長のほうで訂正をいただいた、私は困ると思うのです。これはひとつ委員長、しかるべき機会に、本法案審議中に、公害担当大臣と自治大臣が違つたことを言われたのですから、どちらが正しいかはつきり自治大臣の口から明確にさせていただくように、これはひとつ取り扱ひのほうでお願いしたいと思ひます。

○菅委員長 承知いたしました。

○山中国務大臣 そのようなお取り扱ひも委員会の運営でございますからけっこうでございますが、できれば――私は対策本部の副本部長でございます。本部長は総理大臣でございます。各省大臣をこれは明らかに本部長たる総理大臣が指揮することになります。その仕事を私が現実に見解として答弁したことを政府見解ということでお受け取りいただきたいと思ひます。自治大臣の問題は、事務当局の連絡、耳打ち不十分ということとで、なかつたことにしていただきたいと思ひます。

○菅委員長 あとで御相談をいたしまして、あなたが答弁が御不満でございましたら、後日地方行政委員会でも善処をいたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 あまり大臣が間違つた答弁をせぬように、事務当局で……。

そうなりますと問題が起きますのは、たとえば安中、黒部、磐梯町等を三条三項でもって処理するということになりまして、かさ上げの対象になります事項が限定をされるわけです。たとえば安中を考へましても、この排煙によるカドミウム汚染というものが問題になってくる。その一番ひどい地域に小学校があるわけですね。これがこの第十九条二項にいう公害防止計画の地域ということになれば、学校の移転というものが当然対象になる。ところが、先ほど山中大臣の統一見解のようになつたならば、この学校の移転というのは対象にならない、また緑地等を設定しようとしてもこれも対象にならない。こういうことでは私は非常に不備じゃないかと思ひます。私、昨年の暮れの公害国会の際に、特にわが党をばじめとする三党が出している法律案は、この公害防止計画地域以外でもすべての事業を対象にするようにしている。したがって、少なくともこの公害基本法十九条ばかりではなくて、二十三条を根拠にした法律をつくるべきであつて、十九条にいう限定された地域でないすべての地域に対して、公害防止計画については補助金のかさ上げをすべきだ、そういう法律を出さなければ、失礼であるが、あなたは山吹ではないか、こういうことを実は申し上げたわけでありまして、山中担当大臣は、そうではない、十九条ばかりではなくて、それ以外の問題についても十分検討して法律を出すつもりだ、したがって山吹ではないと、こうおっしゃられたわけですね。ところが、現実に出た法律では、いまのような政府の統一見解では結局学校の移転なんてだめになるじゃないか。緩衝緑地も設定されないということになる。これでは不備じゃありませんか、どうでしょうか。

○山中国務大臣 これは、この法律は国が補助率のかさ上げをやる場合の対象について区分けをしておるわけですね。その場合において、なるほど御指摘のように、小中学校移転というものは対象にならないことになりました。しかし、私は先国会で修正がなされた中に、政令で定めるといつてありましたものを、私の答弁で小中学校の移転もししくは場合によつては住宅移転等ということを申し上げたのですが、法律の修正はたしか住宅の移転のほうに法律に入つたと思ひます。ところが、実際は住宅移転というものはなかなか集団ではないと思ひます。しかし、小学校移転は岡山で一校だけありましたが、将来あるいはそういうことがあるかもしれないが、大体において学校の移転ということとはなかなか現実には出てきていないようでありまして、したがって、この防止計画地域についてはそれが入つてありますが、今後そのような指定地域外の、すなわち第二条の第五号の「汚でないその他」というように、全国普遍的な対象の地域において学校移転等があり得るという現実が起ころうとしたら、一応「政令で定める事業」ということにはいたしてありますので、検討はいたしたいと思ひますが、現在の段階で学校移転というものを考へていくかといへば、学校移転というものは現実にはないだろうと私としては思つておるわけでありまして。

○山口(鶴)委員 結局、神通川のように、排水だけのカドミウム汚染ということでしたら、学校移転は問題にならない。しかるに、排煙のほうの汚染が問題であるという地域ですね、具体的にいへば、乾式の亜鉛製錬をやつていて事業所が付近にある地域という、黒部も同様になるわけですが、そういう場合は当然学校の移転というものも起り得る可能性がある。そういう意味で、大臣とすれば、その際には考へたい。いまのところ法律にはないが、しかし、将来この点は改正し、教員道を考へる用意があるというふうな受け取つてよろしいですね。

○山中国務大臣 まず去年つくつた法律でそういう学校移転が今後起るような状態がなおひどく

なっていくかどうか、私はそうならないと思うのですね。と思うのですが、かりにあったらどうするかという御質問ですから、そういうことになったらいけないようにしてあるのだけれども、もし起こり得たとしたら、その場合においては、「政令で定める事業」という場合において対象にするかしないかの検討をしたいということであります。

それから山口さん、あまり山吹大臣を去年からことしにかけてあなたは二度も言うので、山吹、山吹とおっしゃっている。あれはたいへん風流な大田道灌とのやりとりもあつたものでありますから、そういう意味で風流なたとえとして私は承っておりますが、あまり反論はいたさないことにしますが、どうですか、こちらで山吹大臣問答はやめましょうや。

○山口(鶴)委員 けっこうでしょう。現実にはある施策をやっていたことを強く期待をいたします。

それでは次のお尋ねをいたしたいと思います。これも昨年の国会で取り上げた問題ですが、足尾銅毒の問題を取り上げました。その後この地域でP.P.M.に近い汚染米が発見されております。要観察地域に相当すべき地域が約百ヘクタールございます。問題は、統一見解で企業が第一義的にこの公害防止事業をやる、それから残りを公共事業でやるわけですが、当然企業負担があつて、その残りを国が二分の一を下らざる額をもって措置するというところで、国の責任を果たしたのだ、そういう大臣のお話であります。その趣旨は了解いたしますが、問題は、この銅がずばり指定されれば問題ないわけですが、これがよくおかれておる。しかも、そこにカドミウムの汚染が発見をされた。現実には渡良瀬川の地域の客土事業は、国が五割持つて、自治体が四分の一、受益者が四分の一を持つというの、昭和四十三年の水質審議会できめられた案ですが、こういう受益者負担でやることはけしからぬ、山中大臣もこの災害農地補助率等を考へて、当然受益者負担なしでやるべきだ、

こういう答弁をされ、福田大蔵大臣もそのようにしたい、こう言われたわけですから。しかし、現実には、そういう負担が水質審議会の答申では出されておる、しかもカドミウムの汚染があつたということになりますと、問題は企業負担といひましても、原因者がまだはつきりしていないわけなので、したがって、足尾銅毒の銅の原因者はきまつておりますが、カドミウムの原因者がきまつていない。この原因者を私は早急にきめる必要があると思ふのです。その用意があるかどうかというのと、原因者がきまつた場合、銅の汚染もある、それからカドミウムの汚染もある、こうした場合、当然私は受益者負担ゼロでこの地域の土地改良事業をすべきである、かように思うわけでありますが、その点の考え方を聞かせたいと思ふのです。

○山中国務大臣 基本的には、私もそのとおりだと思ひます。ただ、銅、亜鉛を追加指定するについて、まだ議論中でございますから、ここでその問題について明確な答弁はできませんが、その具体的な場所と事業については担当大臣であります。こまかく私のほうでやっておりますわけではあります。基本的に原因者がはつきりした場合、それは企業が全額負担をやるということが当然だと思ひます。

○山口(鶴)委員 したがって、原因者究明を公害対策本部としては急ぐべきではないかと思ふのですが、この点はどうか。

○山中国務大臣 調査は通産省がいまやっております。ただ、これは通産省だけの調査では私はいけないと思ひましたので、農林省も一緒に調査をしなければいかぬというふうに考えますから、そのように指導いたします。

○山口(鶴)委員 原因者が究明され、銅がこの有害物質に入るといふことになれば、このカドミの問題を考えぬでも、受益者負担ゼロでこの工事が進む、こういうことだと思ひます。それからさらに、銅がおくられても、カドミの原因究明が行なわれ、しかも政令のきめ方等によりまして、一P

PM以上でなければならぬとはつきり政令できまるかどうか、これは問題です。そのおそれある地域という広い地域があるわけですから、そうなった場合は、この銅の指定がおくられても、おそれある地域の政令のきめ方によつては、その面から何といひますか受益者負担ゼロでこの地域の土地改良の事業もできるはずだと思ふのです。いずれにせよ公害の原点といわれる足尾銅地域、この地域の客土事業については、少なくとも農林負担ゼロによつて早急に行なう。その意味では、水質審議会の答申等もこれがある程度やり直して、そして明確な対策を立てるということをするべきだと思ふのですが、この問題に対する大臣の御見解を承つて、質問を終わつておきます。

○山中国務大臣 私、直接水質審議会を担当しておりますので、こまかな問題についての見解の表明ができかねますが、基本的には、これは企業側においてのみ責任が存在して土壌汚染が起つておるわけでありまして、これはたびたび答弁しておりますとおり、農民負担はあり得るものではないと思ひます。

○菅委員長 桑名義治君。○桑名委員 今回、公害防止に関する事業にかかわる国の財政上の特別措置が設定され、しかも千葉、三重、岡山の三県の防止計画の事業費が一応つまびらかにしたわけでございますが、ここで問題になりますのは、総事業費に対するいわゆる補助の対象事業額、これがやはり一番問題になるのではなからうか、このように思ふわけでございます。要するに、この中で特に問題になりますのは、廃棄物の処理施設である公害監視センターの体制整備、これを数字の上から見ますと、廃棄物処理施設の場合は七十一に対して八、公害監視測定整備は十五に対して六、こういうふうな非常に差が多いわけでございます。このいわゆる採択率が非常に低いものに対しましては、当然今回の法律でその差を充当すべきではなかつたか、このように思ふわけでございますが、この点について大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○植松説明員 もう少し具体的に調べてみると、ちよつといま明確にお答えできないのでございますけれども、一般論としましては、公害防止地域における事業費の採択というものは、これはそれぞれその事業の主管官庁と公害対策本部と相当時間をかけて折衝いたしまして、できるだけ一般のレベルよりは相当高めに採択をするということはいしたつもりでございます。いま御指摘の点、具体的に、どういう形でこうなつたかということがについては、もう少し調べさせていただきますと思ひます。

○桑名委員 そこで、具体的にはこまかくもう一度調べていただくわけですが、これは自治省から出していただいた資料でございます。その資料によつて私はいま質問をしております。その資料によつて私は、廃棄物の処理施設の場合は、総事業費が七十一億に対して補助対象額が八億、これは非常に採択率が悪いわけですね。だから、こまかい問題についての答弁はいまできないけれども、基本的なものの考え方は、これはやはり明確にしてもらわなければならぬと思ふのです。その点についてもう一度答弁願ひたいと思ふのです。

○長野政府委員 いま御指摘になりました計画事業費につきましては、この前も御説明を申し上げましたが、これは一応地方団体側が積み上げた数字でございます。最終的にこうなつてしまつたという、まだ決定数字ではございません。しかしながら、いろいろ内部的には折衝をしたものについての見込みを一応つけて、こういう総事業費と補助採択の関係を一応あらわしておるものと私は考へております。この点につきましては、関係各省に、この公害防止計画区域の事業につきましては補助採択についても十分の配慮をしてほしいという意味でのお願ひをいたしてまいりたい、公害対策本部でもそういう御配慮をお願いしたいと思つております。

○桑名委員 また同じような答弁が返つてきたわけでございますが、ただ単にこの計画の段階でそ

の國がつくることによって、それぞれの地方の公務員の公害担当者を集めまして最新の知識と技術と能力を付与しながら、絶えず循環させて、最

も新しい公害に対応するしかたを地方公務員に教え込んで帰っていく。しかも全国バランスのとれたものとしてこぼこのないものにしていくという配慮はしておるつもりでございます。

○桑名委員 それは、いつをめぐりにしてその研修所をつくられる予定でございますか。

○山中国務大臣 国立公害研究所のほうは四十八年度まで建設がかりますので、実質上建物の建設が優先いたしますが、公害研究所も若干そういうものを必要として四十七年度には発足をさせたい。これは筑波に行かなくとも、東京でやったほうがかえってよいと思っております。これは環境庁の付属機関ではありませんけれども、四十七年にはつくり上げたいと考えております。

○桑名委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○委員長 門司亮君。

○門司委員 ほかの委員会の説明に行かなければなりませんので、ごく簡単にお聞きしておきたいと思ひます。

一つは、この法律だけじゃありませんで、この間から委員会でもやましく言っておるのですけれども、ひとつ官僚でない大臣として聞いておいていただきたいのです。

最近の法律は非常に政令が多いのです。今度出ておる法律も、勘定してみると、大事なところはほとんど政令にまかされておる。この現象は、私は法律自体に対して憂うべき一つの現象だと思ふのです。いわゆる法律は国会で書くのであって、その国会で書いた法律が結局官僚にまかされる、こういう形に出てくるわけであります。そこで、国会では法律だけこしらえて、あとの実施の計画というものは政令にゆだねてもよろしいという憲法の七十三条のあることはわれわれも知つてゐる。だから憲法事項であることは間違いないのだけれども、あまりにもそれが多過ぎるのではないかと。今度のこの公害に関する法律は、去年こしらえた法律についても政令が

まだ出ておらないということですが、さらにまた新しい法律ができて、この法律の中にも政令の個所がたくさんある。こういうものについて大臣としてどうお考えになりますか。いかに国会監視の風潮であつて、官僚が非常に力を得てくる、えてしてこういうものが出てくる。かつて日本が一つの大きな方針を誤つたのは、議院が監視されて、勅令あるいは緊急勅令というふうなことで、日本の大東亜戦争前の徴候というのが非常に強かつた。日本の今日の国会を見てみると、こういう風潮がずっと流れてきているやうであつて、特にこの法案の中には政令にゆだねるということがたくさん書いてある。こういうものの感じだけを、ひとつ官僚にあらざる大臣としての気持ちを、率直に聞かせていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 私としてはたゞいまの門司委員の御意見と全く同感であります。であります、その私が昨年提出いたしました臨時国会の十四の法案で、非常に数多くの政令案件が入つた法律を出さざるを得ませんでした。これは八月に担当大臣になつて三カ月余りでつくり上げたわけでございます。公害国会という二度と聞かれないならぬ国会に間に合わせるために一生懸命やつたということ、政令にゆだねなければならぬ部門がふえたということ、これは反省をいたしております。

しかし、全体的に申しますと、政令というものはゆだねるのにはなるべく少ない分野、しかもそれは国会の質疑応答等において、純技術的な問題等の基準設定等で、それならば役所のほうの研究その他でやつてよろしいという国会等のお許しのある範囲というものが政令になるべきではなからうか。これは、租税法定主義の現在の状態、物品税等の免税点などが非常に議論になつてゐるというの、そこいらにあると思ふのです。したがつて、その点は今後やはり政令にゆだねる分野をなるべく少なくするというのが基本方針だと思ひますが、しかし、チェックの手段としては、政令は閣議において決定をされます。であります

から、事務次官会議までは官僚段階であるとしても、あるいは大臣の中にも官僚上りがおるとしても、やはりそれは政治家たる大臣によつて構成される閣議でありますから、政令といへども、閣議において他の省のものでも異論のあるものは、私は少し出しやばつてどしどし発言もいたしております。そういう意味においては逐次改良をされつつあると私は思つておりますけれども、しかし、議会全体からながめた場合には、私自身も同じやうな感じを持っておりますので、今後さらに反省し、努力をいたします。

○門司委員 これ以上追及はいたしません、憲法制定当時の議案を讀んでみましたが、政令委任の条項についてはかなり突込んだ議論がされております。いわゆる帝国議会の最終のころの第九十帝国議會で、現行憲法を審議する際の會議録には、厳に慎み、戒むべきだ、こういうことばが使つてあるものであります。私は、政令にゆだねること自身というものは、国会がまるでつねにばさばさに置かれて、君たちはこれだけさききめておけばいいんだ、あとは政府がやるのだ、こういう見方には、いまだ大臣の答弁で私はそれ以上追及はいたしません、ひとつほんとうに氣をつけていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、この法律の中で聞いておきたいと思ひますことは、今度出てきております法律について、地盤沈下に対する問題が書いてないのではありません。地盤沈下は公害地だということが一応いわれておるのであります。そうしてその原因は一体どこにあるかというところは、いろいろの説があります。一つは地殻の変動もあるでしょうし、いろいろな問題があると思ふが、通説としては大体地下水のくみあげだといふことが一つの説になつてゐることは間違いない。ところが、地下水のくみあげを防止するといふことがどこにもあらわれていない。ただ地盤沈下をしたところについては防潮堤その他をこしらえて防壁する、地盤沈下自身については何らの処置をしない。地盤沈下したものに對する処置だけは防潮堤をこしらえて

るとかいうことで処置がされておる、これではないのではないか。ほんとうに地盤沈下というものが地下水のくみあげだとするならば、工場で使う水は、やはり工業用水というものがもう少し普及されなければ、これはどうにもならない。それからその次に、これだけたくさんビルが建つておつて、夏のクーラーの水をどこからとつておるかといふことだ。これはほとんど全部深井戸であることは間違いない。これには一体どういふ水を提供すれば地下水をくみあげているのが阻止できるか、そういうことがどこかで検討されているかといふことだ。はなはだしい學者に聞くと、そのうち東京にはえてゐる木は枯れるぞ、雨が降つても地下に吸ひ込む面積が非常に狭くなつてゐる。ほとんどコンクリートになつておつて、舗装されておつて、流れた水は下水道から海にそのまま行つてしまふ。地下に吸ひ込まれてくる量が非常に少なくなつてきて、その上地下水をくみあげてしまふ。地下水がなくなつたら木の生存が危うい。未来學者の言うことをわれわれが率直に聞くわけにいかぬと思ふけれども、理屈はそういうことが言えます。ところが、公害対策についてはそういう雑用水であるとか工業用水に対して、一体どれだけの処置がとられておるかといふことになる、ほとんど見当たらぬ。この問題は非常に大きな問題である。国土がそれだけ喪失するといふことだ。どうしてこの法律でそういうものを入れなかつたかといふことです。

これは自治大臣に聞くことがほんとうだと思ひますけれども、大体公害対策全体を通じてそういう予防策を何も講じていない。汚水の処理場なんというものは盛んに議論されておるけれども、出たものを始末するのはあたりまえであつて、上から入れば下から出るのはあたりまえだ。その始末をいままだ怠つてゐたのであつて、これはいまさら責めたってはしょうがないと思ふ。現実に地盤沈下の原因がわかつておるが、それに対してどれだけ一体対処するお金が使われ、どれだけ

にはそれでよろしいかもしれない。しかし、全体
の、そうした社会公害というものがどんどん毎日
進んでおるのですから、そういう問題に対する間

題を考へてくると、法案の発想に誤りがあるのではないかということ、法案の発想がもう少し広範囲のものでよかつたのではないかという気がするのですが、その点に対する率直な御意見を聞かしておいていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣　最初の地盤沈下の問題ですけれ

とも、それはやはりセロメーリル地帯が年々広がっていくことがはつきりしておりますので、地震の原因になるかどうかの、地殻の問題は別として、やはり地震が起こった場合の津波の範囲とか、被害には重大な影響がありますから、これは別な災害対策の立場からも慎重に検討しておると

それは、さらに日本の歴史は長うございますが、近代因は、さらに日本の歴史は長うございますが、近代

と、やはり終戦に至るまでは日本は軍事大国としての成長に重点を置いてまいりました。したがって、パリの、観光の客までが訪れるような大地下道が百十年前に建設されたのから見て、日本の近代国家の夜明けがおそかった。そしてその足取り

か不幸にして社会資本の充実というところから出
発し得なかったこと、このことは大きな政治の責
任であると思います。そして戦後の産業の発展
が、ただ無策に、都市計画その他に関係なしに、
太平洋ベルト地帯にメガロポリスを形成していっ
たというこの現実がいま起こっておるわけであ

りますから、私どもはその反省の上に立つて、新しい国土づくりということも考えながら、日本が近代国家のあるべき前提としてのそういうような社会資本というものを、もちろん水洗便所等も含めてですが、諸外国に対して恥ずかしくない国家になるために全力をあげたいと思います。

したがって、この法案はただ公害対策基本法あるいは事業費事業者負担法等の法律を受けた補助率のかさ上げだけでございますので、その点では確かに部分的な法律でございます。しかし、これは環境庁発足とともに新しい国土の見直しから始まる大事業になるべきことである、私はさように考えるわけでございまして、門司委員の御意見に私も同感でございます。

○門司委員 最後に一言だけ申し上げておきますが、私はやはりかさ上げというのでなくて、もう少し政府が責任を持ってやるといふ姿勢がほしいのです。このかさ上げも非常に少ないのであって、二分の一とか三分の一とかいうような少ないことをいってないで、ことしの国家予算を全部見てみましても、実際はお金がないわけじゃないんです。ほんとうにお金がないというのなら別な話でありますけれども、たとえば資金運用部資金等四兆二千八百億というようなばかばかしいお金があるのです。しかもこれは地方住民の郵便貯金でありあるいは簡易保険であり、その他の社会保険の積み立てなんです、こういうものは税金とは違うのでありますから、政府が産業基盤の整備と

言うのもそれは国のためかもしれないし、あるいは貿易の振興も必要かもしれない。しかし、この際は思い切ったそういうものを地方の自治体の財政に回してあげて、住民と行政との結びつきを十分とっていくという姿勢こそ真に私は民主主義の政治のたてまえだと考えておる。これに対する御答弁の要求はいたしませんけれども、ひとつその点を十分考えていただいて、ほんとうにけちな、こういう補助金の少ないようなものは私はやめてもらいたいと思つてゐる。金額が国すくらの勢いでなければ、とうてい問題の解決はつきませんよ。少しにくまれ口をきいて、それだけで私のきょうの質問を終わります。

○山中国務大臣 これは、もう地方行政委員会的主といわれておる門司さんの話ですからおわかりでしょうが、これは該当する県、市町村も満足してないと思ひます。かといつて、その他の全国の市

町村もそれぞれの社会資本の充実、公害防止というものを考えているわけです。それが、この地域については補助率のかさ上げが足りない、けちなとおっしゃいますけれども、あるということ、事業費配分の面等から考えて、むしろうらやましいと申しますか、自分たちのところはそうならな

いじゃないかという不満等もありますし、また一方においては、財政力指数というものの勘案しないで、富裕県であり富裕町村であるうと、これは国の姿勢として、重大なことだからやりますという姿勢が前提にあるわけでありまして、そこらのところはもう問答するつもりはありませんが、これでも一歩前進という御評価だけはいただきたいと考える次第でございます。

○菅委員長 林百郎君。
○林(百)委員 長官にお尋ねしますが、長官も他の委員に対する答弁の中で、昭和四十五年度の基本方針の指示の地域である東京都、神奈川県、大阪府、これはもう公害防止の味であるというような表現を使われているわけですが、この三地区で計画策定の見直しはいまどういうことになつてゐるわけですか。
○山中国務大臣 であれば三月一ぱいにそういう指示をいたしたいと思つたのでありますが、ちよつとおくれて四月に入ると思つております。
○林(百)委員 そうすると、東京、神奈川県、大阪の三地区の計画策定の承認が四月に行なわれる、こう聞いておいていいのですか。
○山中国務大臣 承認は、先ほど来議論してありますように、自治体のほうがこんなものの計画を立てる、そしてそれで押し引きしたりして、このくらいになる過程がありますから、承認はまだもつと先になります。いま申し上げてゐるのは、大体四月の、なるべく早くしたいと思つておりますから、下旬にならないようにしたいと思つていますが、そういう作業を始めるということでございます。

○林(百)委員 そうすると、計画策定されて、その見直しはまだついておらない、とにかく計画を

つくるのが四月ごろになるだろう、それから政府との折衝になるのだ、こう聞いておいていいのでしょうか。
それ、そういう同じことを繰り返して聞いておいても貴重な時間ですから……。いま問題になつてゐるのは、やはりその事業計画に対する財政的な規模なんですか。それだとすると、どういう規模になつてゐるのか。大体いま政府が考えてゐること、そしてあなたの言う日本の国の公害問題の峠といわれる三大公害地区の、しかも首都を含めての広大な地区から出ておる計画と政府との折衝の内容を、いろいろの問題があるでしようけれども、いまここで発表できる範囲で発表していただきたいと思ふのです。

○山中国務大臣 私の答弁がちよつと明確でなかつたようですが、計画方針を指示するということとございまして、その時期を申し上げたわけですから、それからまだ具体的に押し引きしたり議論をしてゐるわけではありませんが、やはり東京と大阪において顕著に問題として提起されるであろうことは、その当該都道府県内だけで計画を立ててよろしいかどうかということ。たとえば大阪を例にとりますと、川の上流県がありますね。そういうところを計画外の地区としてはおかれても、計画外としてレイアウトした場合に、下流県と申しますか、最終海に注ぐことにな

る大阪府というものが一生懸命にやつた計画を幾ら達成できたとしても、上流からよこれてくれれば、これはなかなかむずかしい問題がある。そこでどうしても上流の県、隣接県と申しますか、河川の接続県の一定の部分、隣接部分をこの計画の中にどのように取り入れるかという問題で、隣接の県のほうの御意向等がまた別にあります。それは部分的に取り上げてもらつては困る、やるならば自分たちの県も全体を取り入れてほしいという要望等もありますから、そこらのところを、やはり県境を越えてどうしてもやらなければならぬ範囲はどこまでかという問題が一番大きな議論の争点になるかと思ひます。したがって、金額論争を

の他にはまだ入る前の段階でございます。
○林(百)委員 御承知のとおり、千葉県の市原、四日市、水島が四十四年五月二十七日に基本方針の指示があつて、それから計画の承認が四十五年十二月で、一年半かかつてゐるわけですね。これはかさ上げ法案も通るかもしれないという、いろいろの思惑もあったと思ひますけれども、しかし、こういう小さい市町村ですら一年半、基本方針の指示から計画承認までにかかつてゐるわけですね。そうすると、ようやく方針指示をこの公害の最も激しい東京、大阪、神奈川県に四月になさるというところになると、あなたも公害で苦勞なやつた担当大臣ですけれども、あなたの大任就任中に一体計画承認までござつてくれるのですか。妙な質問になりますけれども、非常に不安だと思ひます。一体この計画が策定されるのがいつで、承認されるのはいつごろになるというお見通しをお持ちですか。それは、いまのところそこまではちよつと見通しをここで言うわけにいかないという段階でしようか。

○山中国務大臣 私は七月中旬におそらくよならすることになると思ひます。七月中旬には閣僚でなくなつておられますので、私の在任中に計画の承認まではまいらないであらうということになります。

○林(百)委員 これは重大な発言で、みづから七月にはおやめになるなんという、えらいことをおっしゃつておいでになるのですけれども、私は別にそのことをおすすめしたわけではないので、できたら公害大臣として責任を果たしていただきたい。ことにあなたみづから峠と言われておられる東京、神奈川県、大阪は計画承認までやり遂げたいただきたい、こう思つて質問したわけなんです、あなたにいつやめるかという、やめるときまでをお聞きしたわけじゃないのですけれども、それははなはだ残念です。

続いてお尋ねをしたいと思います、先ほどあなたも言われましたように、東京、大阪、神奈川県にかりに計画承認があり、あるいは計画が策定された

としても、隣接地域との関係があるわけですね、たとえば東京なら利根川とか、大阪なら淀川とか。この法案によりますと、そういう場合はどこでいくのでしょうか。おそらく第三条の三項の、公害防止計画が策定されてない地域で実施される公害防止事業というところでのいくのでいいわけですか。ここでいって、五号から七号だけが、自治大臣が各関係大臣と相談して国の補助について適用するといふもので、あとはかさ上げがないわけですから、これは東京でいけば埼玉や千葉、大阪でいけば京都、そちらのほうの希望もあるでしょうし、また東京都として、あるいは大阪府として、そちらのほうを起点にしてもいいわけですね。困るといふ問題もあるのです。その調整はどうなつて、そしてかさ上げ関係はどうなるのでしょうか。

○山中国務大臣 これはいま林さんの言われた第二条の第五号ではないのです。いわゆる公害防止計画そのものです。ですから、公害防止計画の公害防止地域にその都道府県の境界を越えてどこまで入れなければならぬか、入れられるか、その了承を、今度は入れるほうの都道府県がその地域だけ入れればよいと言つてもいいかどうかという問題等がセットされないで、東京、大阪等については特に顯著にその実効を期したい計画になっているおそれがあるのではないかと。この点で、目的は実効をあげなければならぬから、そのために隣接地域の必要な部分といふものをもし取り入れるとすれば、それは公害防止計画そのもの、都道府県に適用された、総理大臣の承認された地域と同じ、かさ上げの対象の地域になるということになります。

○林(百)委員 そうなりますと、その地域を公害防止計画の中に組み込まなければならぬことになるわけなんですけれども、そうすると、地域の基本方針の指示は東京都、神奈川県、大阪府とあって、東京都は島しょ部を除く、神奈川県は相模川以東、大阪府は全域の三地区とありますが、これは私のほうの地方行政委員会の調査室から出た

資料ですが、そうすると、たとえば東京都に基本方針を指示するというけれども、東京都を越した埼玉、そういうところも基本計画の中に組み込めるといふ、そういう幅を持ったことになるわけなんです。

○山中国務大臣 そうしなければ、実効は期したいといふことを、ことに東京、大阪については痛感しておりますので、そこらの点をやはり前進すべき必要があると考えておるわけでございませう。

○林(百)委員 時間ですが、もう一問だけいいでしょうか。

○菅委員長 簡単に願います。

○林(百)委員 条文でちょっと恐縮ですけれども、第二条の三項の八号なんですけれども、「前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業」とあるんですけれども、これはかさ上げ部分も政令で定めることにならなければならぬ、この二条の三項の一号から七号までは、対象になる事業が入っているわけですが、この中で重要なものは、先ほど門司委員から地盤沈下対策事業が入つておらないではないかという話がありましたけれども、そのほか重要なものは、「公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業」とありますけれども、保育所だとか幼稚園、病院、私立学校——これはまあ企業としてやっていますけれども、私立水道管の施設、こういう重要なものは政令で定めておるわけなんですけれども、長官の考えている「前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業」といふものはどういふものをお考えになつて

いるのでしょうか。そしてそのかさ上げは政令で定むるであつて、これも政令なのですからわからないので、政令が出ればこういう質問をあなたにする必要もないのですが、いまのうちに聞いておかぬと、あなたも七月におやめになるとかなんとか自分でおしやうていから、先に聞いておいたほうが確実だと思ひますけれども、そこをひとつ御答弁願ひたい。それで私の質問を終わります。

す。

○山中国務大臣 どうも共産党の質問と私とはいつもやめる質問に参議院でも衆議院でもなつちやつてますけれども、そういう意味は、私の在任中にやれるかといふことでございまして、七月改選を予定して申し上げたといふことで、一般論でございませう。責任を回避する意味で申し上げたものではございませう。

そこで、第二条第八号、これは先ほど山口委員と学校移転の問題を取り上げました。これは実際に起こるかどうかといふ問題があります。が、起こるようだったらかかるということであり、起るが、その他は想定してあります。おもに畜舎、住宅、そういうものを考えておりますが、これは基本法の法律で補助率というものが、個人の住宅の移転といふものではないわけですから、そういうことを考えて、ただかさ上げといふだけでは、基本法の問題もあつて、これからの研究課題といふことでございませう。

○林(百)委員 はなはだ不十分ですけれども、そうするともうこれでやめますが、保育所、幼稚園、病院、廃油処理場というように、ことに保育所、幼稚園、私立学校も重要、病院なども重要で、けれども、畜舎と住宅だけでいいか。こういうものは入れるお考えはないでしょうか。これは非常に重要なことで、子供の生命に関することです。

○山中国務大臣 これは畜舎、住宅と例を一応あげただけでして、そのような事態が起こり得るような公害といふものがあるといふことであれば、おあげになつたうち廃油処理場といふのは、これはそれを移すといふことにはちよつとならぬと思ひますから、ちよつと別な問題だと思ひますが、公共的なものであり、かつまた非常に幼い子供たちの健康の問題であるといふれば、これはまた場合によつては畜舎などより優先すべきことであるかもしませんので、これは学校と同じように扱ふべき事柄だらうと考えます。

○菅委員長 浜田幸一君。

○浜田委員 私はただいま大臣に御質問をさせていただきます。いただきました問題といふことで、具体的に内容をお伺ひしておきたいと思ひます。

まず第一に、大蔵省の後藤主計官にお伺ひいたしますが、いま私はここで例をまず四日市と市原といふことで二つの例をとらせていただいて御質問申し上げたいのでございませう、たとえば四日市で公害を発生する企業ですね、そういう企業、同時に市原市で公害を発生する企業が国に払つてお伺ひをいたしたいと思ひます。

この問題についてなぜそういう質問をするかといひますと、私は、政府が政府統一見解で責任を果たすといふことになつておりますが、国家の義務を果たすといふことになつておりますが、当然その国家の義務を果たすことは国民全体の税金をいかに地元に還元するかといふことになつていふと思ひます。

〔菅地方行政委員長退席、小林産業公害対策特別委員長着席〕

特に今回の法律案の改正の趣旨は、二分の一を国が責任を持ちます、あとの二分の一は地方公共団体であります。そうだとするならば、地方公共団体そのものの財源を考えなければならぬ。ところが、一例をあげますと、四日市における企業においても、千葉県の市原市における企業においても、本社が東京である場合、事業税は全部東京都に入る。これは四日市においてもそうだと思います。そういう場合に、現在の税の取り扱い方そのものが、公平に、公害発生企業に対する公害除去のために正しい財源の吸収を同時に支出がされているとは思ひません。そういう質問の論点に立つて私は主計官にお尋ねをするわけでありませう。数字といひましてもなかなかたいへんかもしませんが、ひとつ四日市と市原の例をとつてお伺ひしたいと思ひますが、どの程度の税金が国に入つておるのか、ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○西村説明員 ただいま市原市とそれから四日市

の税金の国税の収入について御質問がございました。市原市、木更津の税務署につきましては、四十四年度の徴収決定済み、これが百十四億四千九百万円でございます。これはすべての税金、所得税、源泉、法人税等その他を入れた全部の税金でございます。

それから四日市税務署の同じく昭和四十四年度の徴収は、三百五十億九百万円でございます。

○浜田委員 そういたしますと、市原においては木更津税務署に百十四億、四日市においては約三百五十億ということですが、この法律がつけくり上げられまして、この法律の精神によって四日市と市原市に、今度は逆に、この法律が制定された場合に還元される額というのは、どの程度になるとお考えになっておりますか。

○後藤説明員 先ほど先生から御質問ございました事業税等につきましては、本社所在地で納付されますけれども、御案内のように、従業員割とか固定資産税割とかいうふうな形で、それぞれの当該工場のあるところに、還元をされております。先ほどの御質問に関連してちょっとお答えいたします。

それから、問題になっております市原、四日市でございますが、ちょっと統計が古うございますが、一般財源として市原が三十五億、四日市が四十一億というふうな一般財源の金額になっております。

それから、現在のところ公害関係の経費が、一般財源で、大体四十五年度で比率として六%ないし七%というものが公害関係の事業として支出されておりますが、今回の措置では、結局現在の三分の一ないし十分の四が大体二分の一ということになります。そうしますと、六六%の負担が五〇%程度に減るわけでございますので、したがって、従来の負担から考えますと、三割ないし四割の負担軽減になる。私ども今度の計画に従いましていけば将来を見通しますと、この四日市はちょっと税の伸びが悪いわけでございますけれども、市原、千葉等の場合には、過去四十一年から

四十四年まで地方税が二、三%伸びております。したがって、この計画によりまして今後公害事業をやりますと、先ほど申し上げました六%、七%の事業費負担というものが漸次下がってまいりまして四、五%になる。何ら特例措置をしなくても従来どおりの税収の伸びがある限りは、その程度に下がっていくということでございます。ただ、先ほど総務長官が申し出ておりますような、公害事業の非常に緊要性と申しますか、それと国の責任をはっきりするといふふうな意味合いにおきまして、今回御審議願っておりますような特例法案を出したという次第でございます。

○浜田委員 関連してお伺いしますが、たとえば、いま大臣は帰りになったわけですが、たゞも、公害には果てしなく財源がかかるであろう、その財源の額は明確にはできないという御答弁だったのですけれども、現在公害対策費として、政府統一見解で国の責務を果たそうということで一千億程度の財源を大蔵省に計上しておりますけれども、私は、重要法案を通過した今日の段階でも、それだけの予算では——光化学スモッグもこの夏になればやってくるであろう、おそらくこれは長い戦いになると思う。そこで一番大事なことは、大蔵省が財源をもっと多く支出するところにあると思う。

それを前提としてお伺いしたいのでありますけれども、公害の、これはばかばかしい論議だとか幼稚な論議だとかいうようなことで片をつけないうで、一回考えてもらいたいのであります。公害発生企業からあがった税を、積極的に法律をつくるなり何なりして、その地方に還元させる、そういう特例措置等については考えたことがあるかないか、これが一点です。でないと、逆に都道府県の場合、その二分の一をやがおうでも負担しなければなりません。その場合に、財源の求め方が非常に困難になってくると思うのです。ほんとうからいいますと、私はここで、事業税で吸い上げられて東京都なら東京へ入っている金は各県に還元できないのか、このことをお伺いしたいので

あります。その数字も合わせてお答えいただければ非常に参考になると思います。

私は千葉県出身でありますから、千葉県の例をとって質問させていただきたいと思っております。たとえば千葉県は経済の伸びが確かにあります。でありますから、財政的にはいまのところ苦しいながらも何とかやりくりはできる。しかし、公害は千葉県に残る。本社のあるところには、東京には事業税が全部あがられてしまふ。東京都知事はかつこうのいいことを言っておる。そういう場合に、救われないわれわれの問題をどうするか。千葉県は千葉県なりの県条例をつくって、そして政府の案と法律と合致させた形で公害撲滅運動を戦っていく。その場合に、法律はきびしく出てくるけれども予算がついていないという場合に、それは公害との戦いができなくなる。

そういう点から、ひとつ主計官にお伺いしたいのであります。そういう事業税を東京都から千葉県に——これは各都道府県に対して何らかの配分率によって分け合うようなことを大蔵省は考えておられるのか、それでしょうか。その点ひとつお伺いしておきます。

○後藤説明員 自治省の税務局からお答えするの筋合いだと思いますけれども、現在の事業税につきましても、いわゆる分割法人——大法人につきましては、先生御指摘のように、それぞれの工場、事業所の所在地につきましては、従業員割とか固定資産税割とかいうふうなものを基準に、全部それぞれ事業所所在地に配分をしております。しかも、最近におきましては、本社につきましては従業員を二分の一にするとかいうようにして、本社のほうは、どちらかというと東京とか大阪でございまして、できるだけ押えて、その他の地方に還元をするというふうな措置を強化してまいっておりますというのが、従来からの経緯でございます。

大石政務次官にお伺いしますが、いま、公害、大気汚染ですね、亜硫酸ガス、そういうものを数多く発生する企業というのは、オートメーション化したしまして、非常に人間が少ないですね。いま主計官の説明を聞きますと、そういう人員割において税を返す、こういうことだそうですが、人間が少ないのです。たとえば出光なら出光さんにしても、公害は出さずけれども、人間を使っている数というのは非常に少ないのです。そういう少ない形の中で税の配分をされるということであつても、それは正しい算定の根拠にはならないと思うのですが、その点、政務次官、どうお考えでしょうか。

○大石政府委員 そういふこともございましたので、本社に在る人数は、これを、百人いても五十人にするという算定のしかたにしまして、あとの五十人を工場のあるほうへぶつけるという改正を今度のでやったわけでございます。

○浜田委員 それではもう一步、これは政務次官でなく長野財政局長にお伺いしますが、たとえば東京都に本社のある、公害を発生する工場群が県にある。その公害を発生する工場から吸い上げられる税金が、何で本社のある東京に事業税として入るのですか。先ほど大臣は答弁をしておつた。社会開発資金というものは、これは政府の責任で考えないからそういうことが起こったのだ。しかし、新しい経済規模をつくり上げていく段階の中では、当然そういう税徴収、税の配分の問題についても、私はあらためて考えていただくのが当然だと思つたのですが、その点は、いままで固定された考え方だけで税を配分するといふ形ではなしに、新しい時代に即応したものの考え方を、ぜひ徴収官であるあなたの方で考えをいただくわけにはいかないでしょうか、その点お伺いだけしておきます。長野財政局長、お答えいただけます。

○大石政府委員 財政局長からあとからお答えを

○後藤説明員　いまの先生の御質問でございますが、さしあたりは千葉・市原とか四日市、水島、そのほか今後東京、大阪、神奈川といったようなところ、それからその後に総理府の計画ではまだ四地域とか五地域とかいうことで、漸次、経済の成長等につれて公害に指定されていく地域はほとんどんん広がつていくだろうと思います。それで、現在のところ大体が三分の一、十分の四でございますから、四分の三ということになると国の負担は倍になるわけでございます。先生、社会党等から四分の三の法案が出ておって、これが二分の一だということでございますけれども、私どもとい

れと同時に、一般的な河川の流量の確保であるとか、洪水対策といったようなことでしゅんせつをしなければならぬ、その辺になりますと、これはもう公害のためのしゅんせつ事業とはいえないのではないかと思います。いまおっしゃいました隅田川のヘドロにつきましては、これはいろんな要素を含んだものであろうかと思ひます。したがって、すべてが公害対策としてのヘドロのしゅんせつ事業であるというようにはいえないのではないかと思います。

さらに、いま端的にお尋ねになりました隅田川のヘドロにどの程度の事業費がかかるかというお話でございますが、それにつきましては、いま私は具体的なデータを持っておりませんが、これはもうおっしゃるとおり、たいへんな事業費になるだらうと思ひます。

○浜田委員 これは、またあとで直接議論をさせていただきますと思いますが、もう一つ自治省にお伺いします。政務次官、今度はいい質問をいたしますから……

下水道の問題なんですけれども、たとえば受益者負担金を取っているところは、大体現在の補助率四〇％ぐらいになっておりますが、ただ富裕県になりまして、いままで非常に苦勞して受益者負担金を徴収しないでやっていたところ、そういうところは、指定都市の平均が大体二〇程度なんです。これは都市対策そのものとして、この点について私は矛盾を感じるのですが、その点はいかがでしょうか。

○大石政府委員 やや建設省の専管分野の部分だと思ひますから、建設省のほうからお答えいたさせていただきます。

○石川説明員 現在、公共下水道を実施いたしておる都市二百五十程度でございますが、その六割程度が受益者負担金を徴収しております。御指摘のように、大都市は、いろいろな事情で受益者負担金を徴収しておりません。ただ受益者負担金を徴収するかしないかによりまして、補助率を違へるということがございます。ただ、大都市と一

般都市につきましては、やはり大都市がかなりストックがある、あるいは財政の余力があるということで補助対象率の取り方が違つております。その関係でやはり地方都市、一般都市につきましては、国費の出かたが多い、大都市については、むしろ起債等による分が多いというふうなことになる、そういう差があるのが実情でございます。

○浜田委員 そうしますと、地方都市については、私は納得できそうですが、そうすると、税の公平な配分という点からいって、富裕県と見られるところについては起債でめんどろを見る、しかし補助額は現行のままでやるしかたがないというふうな答弁のように聞こえましたが、もう一回その点御答弁いただけますか。

○石川説明員 先ほどお答えいたしましたように、現在国の補助対象率というものが、公共下水道というものにつきましては、三次計画においては引き上げられましたけれども、まだ依然として低いわけでございますので、この中でやはり地方の財政力等を見ながら適正な国費を出していくというふうなことが必要であらうかと思ひます。したがって、御指摘のように、大都市につきましては、やはり地方に比べて国費の出る率が低いというふうなことになるわけでございます。

○浜田委員 これは例を大阪にとらしていただきますと、大阪府は御案内のように、非常な富裕県なんです。ところが、大阪市という団体があるわけけれども、大阪府は非常に貧しいわけですよ。そういう場合の取り扱い、一体どういふことになるわけですか。これは都道府県は大阪だけれども、市はやはり大阪府の中の大阪市なんです。そういうやはり富裕県並みに取り扱ふということになる、都市公害を解決するにあたって非常に矛盾に考えられませんか。その点ひとつお答えいただきたい。

○石川説明員 われわれ取り扱いにおきましては、指定都市と一般都市というふうな差をつけているわけでございますが、確かに御指摘のよう

に、大阪市という、東京都と比べますと財政力という点から見ると若干差があるかと思ひます。しかしながら、大阪市なんかの場合、普及率もかなり高いわけでございまして、一般都市のこれから下水道を施行しようというところと比べますと、やはり能力はあるというふうに考えているわけでございます。いま、その点全体としての国費を高めるということが今後の問題かと思ひますが、現在の計画では、先ほど申し上げたような状況になつて

いるわけでございます。

○浜田委員 この問題については議論をいたさなければならぬと思ひますが、特に私はお願いをしておきますが、やはり大阪府は富裕府県であつて、大阪市そのものが交付団体であつたとすれば、その点の補助の配分については十分な御配慮をいただくように御努力いただきたいと思ひますが、その点御答弁いただけますか。これは一例であります。そこに私はやはり税交付の矛盾があると言わざるを得ないと思ひます。特に公害の解決の問題でありますから、その点については御配慮をいただいております。このように特別にお願いをいたしておきます。

次に、厚生省にお伺いをいたしたいと思ひます。大気汚染等の地方の監視測定施設に対する補助金の関係はどうなつてゐるか、このことについてお伺いしますが、これは現在調べてみると八億四千万で、二分の一になると四億数千万というところになりますか、これは私の記憶に誤りがあつたらなければ、まず数字からお伺いしたいと思ひます。

○曾根田政府委員 お答えいたします。

大気汚染関係の監視測定施設整備の経費は、国設分も地方の補助金も全部含めまして納三億三千万円でございます。

○浜田委員 三億三千万という額は、この法案が通つた場合に幾らか上がるということですか。

○曾根田政府委員 三億三千万は、四十六年度の予算でございますが、この中で地方の公害監視測定施設整備の補助金が二億八千万でございます。

この二億八千万は、本年度に比べますと、本年度が一億四千六百万程度でございますから、約倍になつてゐるということでございます。

○浜田委員 これだけこれから大型プロジェクトをつくつて、公害全体を排除しなければならぬといわれており、公害国会まで開いて、法律を十四も十五もつくつて、それでこれから公害を監視して、公害を除去していくにあつて、九兆数千億の予算の中から三億三千万という監視測定の予算だけであつて公害の測定ができませんか。これは大気汚染ですよ。これは個所からすれば、調査しなければならぬ個所が数十カ所あるでしょう。その点どう思つておられますか。予算が足りると思つておられますか。足りないと思つておられますか。

○曾根田政府委員 御指摘のように、特に昨年暮れの臨時国会で、従来の地域指定制が廃止になりまして、全国津々浦々に規制が及ぶようになったことを考えますと、この予算につきましては、私どものほうといたしまして、これで十分であるとは決して思つておりません。今後とも努力いたしたいと思ひます。

○浜田委員 この問題については、大蔵省は帰つたようですが、この中で政治家は政務次官一人です。政務次官、今後の公害の排除のやはり基本になるものは大気汚染の規制で、これは実際に法律の中で排出規制を定めておられますけれども、これを完全に国民の側に立つて監視測定するものが行き届かなければ法律の精神というものは生きないと思ひますから、これは政務次官會議なり大臣折衝會議の中で、できましては将来四十七年度の予算編成でもけつこうでございますし、また足りなくなつたら予備費の充当でもけつこうでありますから、この問題については、この予算はできるだけ増額していただくようにこの際特別にお願いをしておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大石政府委員 機器を設置して測定をする事業につきましては、条文の号数を忘れましたが、い

わゆる計画地域でなくとも自治大臣が主務大臣と協議をして指定する地域ではかさ上げをすることができず事業の中に入っておりまうから、これは予算的には四十六年分は四十七年につけるようになるわけでございます。したがって、そういう地域については自治大臣が必要と認めれば、所管の大臣と話をし、いまの三県とか何か以外に、もやれることになっておりますから、御趣旨に沿って努力いたしたいと思います。

○浜田委員 主計官が参りましたから、後藤主計官にお願いしておきますが、いま大気汚染の監視測定の問題で質問をいたしましたら三億三千万円であるということでありまうが、公害立法も、これは政令で定めるところまでいきまうが排出基準が非常にうるさくなつた。これで国民の生命が守れるのだという御答弁がいただけるような状態になつてきたときに、実際に法の精神を生かすためには監視測定の十分な配慮がなされなければならぬと思ふのですが、この予算等については公害を正しく駆逐する意味合いにおいて、予算案決定のおりにおいては、特にこの際増額をお願いしておきたいと思ふますが、ひとつ御答弁いただけますか。

○後藤説明員 先生御案内のように、ことしの四十六年度予算案におきましては、監視測定とか公共下水道とかを含めまして昨年より約四〇%増しの九百三十一億、それから財政投融資等で千七百億くらい、それから租税と関税等の減免等を入れて、約三千億の措置がなされておりますが、なお地方交付税につきましても保健所とか監視測定体制の整備とか衛生研究所とか、そういった意味の運営費とか措置費等を含めまして、昨年の普通交付税の三十億が約六十億というふうな計上がなされておりますが、やはり公害問題の重要性というふうなことを勘案しながら今後とも努力してまいり、前向きに取り組んでまいり、かように考えております。

三億三千万につきましても、私は直接折衝しておりまうので、その点はちよつとわかりかねます。

ます。

○浜田委員 政府がいま御答弁されていることですが、去年の夏になつて光化学スモッグがやつてきた。しかし、それが何の理由であるのかわらない。そういうことで、またわれわれはわが党の政府が追及されるのがいやですから、でき得るならば早目にそういうことをやつておいていただきたいというのをお願いいたしておるのですから、しやくし定本的な野人的な質問に対しては野人的な主計官として御答弁をしていただくようにしていただかないと、われわれの戦いはむしろ野党との対決じゃなくて、官僚対われわれ野人の戦いだと思つておるわけですから、もう少し明確な御答弁をいただきたいと思ふます。

それはそれでけっこうでございますが、まず私はもう一点、これは公害対策本部の審議官にお伺いしますが、もらい公害というものがあつた。たとえばこれは私の身近な例で地元のことだといへん恐縮ですが、私の地元の木更津市であります。右側に市原の工業地帯がある。左側に新日本製鉄がある。北風が吹きますと、市原市の工業地帯から大気汚染の公害関係のものが全部木更津市にやつてくる。北風が吹きますとそういう状態。今度逆に西風が吹きますと、新日本製鉄関係のものが木更津市内にやつて押し寄せてくる。ところが、被害を受ける木更津市は何もまだ工場がない。大規模な資産にしてみても、先ほど税金で発表された問題にしても、木更津税務署に入つておるということでありまうが、実際に木更津市は、二分の一の法案ができました場合でも十九条の中では適用されないで二十三条のところになつてしまふ。おそろしくこういう問題については特例として配慮するといふ形のものがかどこかに明記されなければならぬと思ふのです。この法律の中で本来であるなら特殊のもらい公害、これは隣接公害といひますか、そういうものであると思ふのは法の精神を生かして解決すべきであると思ふのです。そういうものが法律の中に盛り込まれてもよいと思ふのですが、その点いかがでしようか。

○植松説明員 いまもらい公害といふことを言われたわけでありまうが、隣接地方団体にまたがった公害といふものは、広い意味で考えまうといふ具体的な措置が考えられると思ふます。まず、いま具体的にお話しになりましたのは、いわゆる大気汚染でございます。大気汚染につきましては、何といつてもこれは発生源対策で、発生源の企業がその発生源で押えますと、これは発生源で抑制されるわけでございますから、その周辺に及ぼす影響といふのもそれだけ減つてくるということになつてくるわけでございます。それから、先ほど論議がございましたように、水質汚濁等につきましてはまたがらうな河川については、共同で水質汚濁防止のための対策を立てる。そのために要すれば公害防止地域を拡大していくというふうなことが考えられるわけでございます。それからもう一つ、測定機器の問題があるかと思ふますが、測定機器の整備等につきましては、十九条の指定地域のみなならず、その他の地域についても自治大臣と関係大臣の協議で指定すれば、このかさ上げ法案が適用されるという形になつておるわけでございます。また、さらにことしの予算で数府県にまたがるところの広域的な監視体制を整備するための予算も配慮されておるわけでございます。

○浜田委員 ちよつと関連してお伺いしますが、そうすると、自治大臣とどこかの大臣と相談をすれば、木更津市も十九条の適用地域になるということですか。その点そういう法律の趣旨を生かして御配慮いただけたらということですか。いまの段階では、そういう測定機器を設ける場合でも自治省に対して陳情し、あらゆるところに陳情して御配慮いただけたらということ、法律で守られる状態は一つもないわけですか。大臣と大臣が相談すればその法の適用が受けられるのだということだとすれば、この法律の精神を生かして、どこかの条項に、たとえばこれは提案理由の説明に「第二に、河公害防止計画作成地域以外の地域についても、河

川、港湾等の浄化事業」云々といふことを書いてありますが、この第二のイならいとして、特に隣接地域においてももらい公害を受ける可能性のある地域については格段の配慮をするとか、大臣と相談の上これを定めることができるか、そういうものをいれていただくほうがはつきりしていいんじゃないでしょうか。たとえばいまの場合、いまの御答弁を聞いていますと、実際に何かやつてもらえるのかわらぬのか、わからないような答弁なんですね。木更津市の場合、西風と北風に悩まされるのです。それは大気汚染だといつたつても、強めながら市原同然です。今度は発電量は二倍にしました。そうすると、ミナスは大体十分の一しかないのに、排出規制で幾らとめたつて、これは低硫黄のものをたかないでとんだつていったら、脱硫装置も新しいものをつけたわけでもない。そうだとすれば、それは近隣に及ぼす影響は大でしよう。しょうがないから千葉県では、そういうものを後背地整備計画資金の中から、特に測定予算とかそういうものについては県の中で考へて出してやりなさいといふことをいっておるわけですか。ところが、国に対してはそれを主張するものはないわけですから、その点これはこでできちんとした御答弁をいただきたいと思ふのは、そういう地域も含めて法の精神を生かすという御答弁をいただきたいと思ふのですが、いかがでしようか。

○植松説明員 根本の対策は、言うまでもなく、これは機器の整備よりも、発生源対策としてのいま言われた低硫黄重油を確保してそれを燃料として使用するというところであらうと思ふます。そこで、しかし問題は同時に機器の整備の話でございます。その点につきましても、現在提案しておりますかさ上げ法案は確かに十九条の地域だけではない、それ以外の地域についても自治大臣と関係大臣が協議すれば適用があるという項目になつておることは事実でございます。

そこで、具体的に木更津が入るか入らないかと

いうことでございますが、その場合に関係大臣が協議してどういふ地域を指定するかというこの基準を定めなければならぬ。それで、いま自治省で考えておられる基準はいろいろ——たとえば一つの簡易測定センターを設けるような場合であるとか、いろいろなのが考えられておるようでございます。主管の本省はもちろん自治省になるわけでございまして、確かに私としましては、広域的な測定体制の整備というふうなこともその際にひとつ考えなければならぬ項目ではないかというように考えております。

○小林委員長

速記をやめてください。

〔速記中止〕

○小林委員長

速記を始めて。

○浜田委員 最後に建設省に要望だけ申し上げておきますが、先ほどの下水道の問題、大阪市の問題、私は説明に納得のいかないところがありますから、私も大阪府出身の若手国会議員を動員してお待ちしておりますから、一回われわれの納得がいくまで説明していただきたい。特に、そういう事業予算を策定する場合においては配慮ある行為——大阪府は富裕県であつて、大阪府は交付団体ですから、そういうものについては完全なる配慮をするということをお願いいたしておきます。それからもう一つは、いまの審議官の本更津が入るか入らないかわからないけれども、御答弁なんですけれども、被害を受けているのは本更津なんです。西風が吹けば、北風が吹けばということ、被害を受けているということは間違いないんだから、どこかに入れて、どこかで配慮していただかなければ、私は質問したくないと思ふのですが、これについてどういふ解決の方法でもけつこうですか、われわれの地元民が両企業の間にはさまつて苦勞しているということをお忘れなく、法の執行にあつてはあたたかい御配慮を賜るよう、格段の御配慮を賜りたい、このことを御要望申し上げます。

それから大蔵省の主計官には、とにかく公害ははんばなことではない。答弁をするための答

弁、資料だけで答弁をする、そういうことのないように、大蔵大臣によくあなたからお伝えをいただきたい。答弁の責任というものは、委員会で答弁をしたとすれば、その責任だけは予算の裏打ちを、きちんと法の精神を生かしていくような御努力をいただくように、あなたから大蔵大臣に正しくお伝えをいただきたい、このことだけをお願いいたしました。私の質問は終わります。ありがとうございます。

○小林委員長

本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十三分休憩

午後二時二十六分開議

○小林委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○島本委員

質疑を続行いたします。島本虎三君。
○島本委員 この公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案が、いま審議の最中でありまして、いろいろ大臣等を交えまして、大きい意味での意見の開陳があり、われわれもその点についてある程度理解は得たのであります。これから内容等について少しく掘り下げて検討したい、こう思います。

○長野政府委員

第二条第三項の関係におきまして三つございまして、それから、第三条と別表の関係で四つ、第七条の関係で三つというございまして、全体で、関係の項目が十でございます。

○島本委員

十三じゃないかと思ひますが、ほんとうに十で間違いありませんか。

○長野政府委員

失礼いたしました。緩衝緑地の関係の政令がもう一つございまして、いまの項目で申しますと十一でございます。

○島本委員

十が十一になつたけれども、これは十三あるのじゃありませんか。

○長野政府委員 どうもたいへん失礼いたしました。別表の政令は正確に申しますと三つございまして、御指摘のように十三ということに相なると思ひます。

○島本委員 そもそも、法律に政令が多いというのは、法律の形態だけは整えても、内容は全部政令にゆだねられるから、官僚が、いい状態で法律は通していても、実行の面の内容は全部自分分が盛ろうとする、こういうような意味の法律だらけで幾つものかわからぬのだ。省令もあるのだから、省令にゆだねられている点もある。こういうようにして、この法律もまた公害立法の例に漏れず、これは法律の多い法律であります。政令の多い法律というものは、その分だけ、形態は国会を通した法律でありますから、官僚が思い切りこの方面に手心を加えることができる、こういうような意味の法律でありまして、これはあまり望ましい意味の法律ではないのであります。しかし、これを通す以上、今後は内容等についても十分法の精神をもつて、少なくともあまりにも政令によつて法律の精神をそのほうへ向けられないようにする配慮が必要だと思ひます。こういうような点については次官がまず官僚の上に立つてやらなければならぬ大きな仕事だと思ひます。これはすべて官僚のあたたまかせになるおそれがありますから、運営上十分気を付けて今後の政令、省令の作業に徹していただきたいと思います。決意はいかがでしょう。

○大石政府委員

役人がかつてにやる部分をたくさん残しておこうという意図で、政令にまかせられた事項がこんなに多くなつたと思ひません。実は初めの公害対策事業でありますので、まだ自分たちにも見当がつかないものだな、どういふことが公害対策の事業として取り上げられることになるだろうかという点に、推定し切れない部分もあるというふうな点で、しかし、その点も考えて、セービングクローズといひますが、そういう

ものをつくつてあるのだと思ひます。それからまたいわゆる具体的な執行上の問題について関係各省との間に、この法案を提出する時刻がありますものだから、その間にまではこまかい準備ができなかつたということ等の問題も実はある。そういう意味で、確かに法律案にしては政令に委任する事項が多過ぎるという印象は全く御指摘のとおりであつて、その点は私もいふことではないと思ひます。ただ、御指摘のような意味で公害を防止するという精神に立つて政令の決定をさせるようにしたいと思ひます。

○島本委員 そういうようにしてやつてもらいたいと思ひます。あえて非難するわけじゃありませんが、法律案が全部公害立法としてそろつた時期は去年の暮れのあの国会であります。それから漏れたのは一つであります。それは悪臭防止法であります。しかし、それ以後本法律案がいろいろ準備されてきておりますから、これには準備期間が不足であるというふうなことは相ならないわけでございます。なお、今後法律の傾向として十分実施面等についても慎重に御検討を願つておきたいと思ひますので、ひとつこの点は私が強く要望しておきたい、こういうふうに思ひます。

○長野政府委員

公害防止事業費の事業者負担につきましては、まず事業費から事業者負担を除きまして、国と地方で負担をいたすべきものについての補助率アップを適用する、原則としてそういう考え方でやつてまいりたい、こう考えております。

○島本委員

マイクのごあいごが悪いのか、この席においてもよく聞こえないのであります。私の質問するのは、この関係は国会の審議の過程を通じて、企業が直接の原因になつてはいる公害の防止対策に公害防止事業費事業者負担法は限られておる。しかも過去長期間にわたつて蓄積された汚染や、その事業が公害防止以外の効果を持つてい

る場合には特に配慮がなされて、事業者の負担分はその分だけ減額される仕組みになっておる。国がその分よけい負担してもよろしいという経過があるのであります。そういうようにして見ますと、これは形式だけつくつてもならないものであ

○長野府委員 先ほど申し上げましたように、事業者負担法に基づきまして事業者が負担しますものは第一にその負担をしていただく。そしてその事業者が負担をした残りの経費につきまして国と地方とで分け持つということにたてまえを考えておるわけでございますから、事業者の負担がない場合にどうなるかというようなことになりますと、その場合には、国と地方とで分け持つ、こういうことになるわけでございまして、その点で、先ほど政令のお話もございましたが、事業者負担法においてもなお政令のはっきりした面もできていないようなものもございしますので、この点など

の政令を制定するにつぎましても、その場合にはそういう負担法におけるところの負担の問題が対象事業の範囲の中で明らかにすることと調整をいたしまして措置をしていくということを考えておるわけでございます。

○島本委員　これはどうも、それだけでは私どものほうでは、はいそうですかというふうになじつと考えられない点がございます。

じやこの前後関係はどうなりますか。総体はきまります。それによって県の出す分がきまります。国の出す分もきまります。事業者の分もきまらでしよう。そうすると、総体のワカがきまつて議決されて、議決されたそれによって今度県のほうも議決して、そうして事業者のほうがそのしりぬぐいになる、こういうようなことになってしまふわけなんです。だから、この間において一体もう国と都道府県のほうで先にきめられてしまふ、あとのほうは全部事業者持ちだ、こういう意味でこれはきめたのですか。そういうような意味じやなしに、それぞれの負担区分をはっきりさしての上の立法なのか。だから、相関関係をどうしているのだということを、私、先にお伺いしたいのはそれなんです。立法だけ先にやってしまふ、予算だけ先にやってしまふ、企業者のほうのその負担分はまだ十分きまらな、これで解決にならないのであります。この点の關係はどうなのかという事です。

○長野政府委員　私どもの理解しておりますところは、事業者負担法によりまして事業者の負担がきまっておりますから、その事業者の負担が県のレベルにおいてそれぞれの事業についてきまり具体化していくというときに、それと相応じて国なり府県なり市町村なりの負担がきまっていく、こういうことで措置が調整をとられて進められていくというふうなることを前提としておりまして、またそのように進めていかなければならないものと考えております。

○島本委員 この第一条はたいがい「目的」が来るのが、これを「趣旨」にしたのはどういいうわけ

ですか。

○長野政府委員 法律には「目的」と書きまじたり「趣旨」を書きまじたりいたしておるわけでございまして、いまのような御指摘は確かにお説はごもっともだと思いますが、この法律におきましては、「目的」というよりやや広い気持ちもあつたかと思いますが、「趣旨」ということにいたしておるわけでございます。

○島本委員 普通はたいがい公害関係のやつは「目的」で貰われているのですが、これを「趣旨」にしたという理由はどういうわけですか。

○長野政府委員 確かにお話しのとおりでございますが、この点につきまして特に「趣旨」でなければならぬという意味ではもちろんございませうけれども、相関連しておりますたとえば事業者負担法におきましても「趣旨」ということで規定をしておりますし、大体そういう同じような考え方のもとに「趣旨」ということで規定をしたというところでございます。

○島本委員 念のために確認だけしておきます。この「目的」ではなく「趣旨」としたことは、「目的」よりそれる意味でもなく、薄い意味でもなく、繁雑な意味でもなく、「目的」以上に強い意味を含んだ、こういうように了解してもよろしゅうございますか。

○立田説明員　いま財政局長がお答えいたしましたけれども、ちょっと補足させていたいただきますが、いま御指摘のとおり、「趣旨」といい、「目的」といい、特別の差はないと思いますが、ただ、法律自体からいきまして、この法律自体でどういう内容を規定していくか、特別措置というものを規定しているんだ、そういうことをあらわす意味で、それは目的でもあるかもしれませんが、より趣旨でもあるということ、こういうようなことになっているのかと思います。先ほどお話がございましたとおり、公害防止事業の事業者負担法のほうもそういう「趣旨」という規定になっておりますし、他のほうの財政上の特別措置に關します公害関係以外の法律におきましてもそういう

意味で「趣旨」というものが使われている例がございいます。

○島本委員　時間がよけいかかってしまうがないのです。「目的」と「趣旨」とは同じであって、「趣旨」であるから「目的」より弱い意味じゃないうのかという確認だけなんです。使っているからただ使っている、そんな官僚答弁はだめだ。同じことを言うのはこれで三回目ですよ。意味はどうなんだ、弱いことではないだろうということを確認しているのですよ。そうであるかないか、それだけでいい。

○立田説明員 別に意味を弱めているわけじゃないません。

○島本委員 何と言った。わからない。
○立田説明員 御指摘のとおり、「趣旨」と書いて

てあることによってその意味が弱められているわけではないということです。

○島本委員 第二条のほうへ参りまして、いろいろいわれてございますけれども、この中で下水道一般でなく公害対策の下水道に限られているようでありますが、大体においてこういうような行き方、こういうような考え方、こういうような実施で公害全体に対する一つの対策の強化、こう見ることができまじょうか。それとも下水道をこれは全面的に取り上げるんだ、そしてもちろん公害対策の下水道もあれば、そうでない下水道もある。問題は水をきれいにすればいいんだ。こういう意味で取り上げられ、それで施策する。こういうようなところに私は公害をなくするというこの趣旨に沿うのじゃないかと思う。公害対策上の下水道、使用者側の使うものにだけそれを重点的にやっていく、それ以外のものの手を抜く、こういう二面作戦でやる考え方は、とうていこれは公害の根本的配慮にはならないのじゃないか、防除にはならないんじゃないか、こういうように思うのですが、このやり方でよろしゅうございまいしやうか。

○長野政府委員 下水道につきましては、確かにお話のようなお考えもあると思っております。た

だ、下水道事業につきましては、もう御承知でございますように、全国的に下水道の整備を進めていくということで新たに五カ年計画もつくられました。そして防止計画区域とかそうでないとかいうことでなくて、都市に必要な下水道の整備を全国的に進めていく必要があるという考え方があられるわけでございまして、そこで防止計画区域において下水道をどういうふうな補助率のかさ上げの問題として取り上げていくかという場合に、今回は公共下水道につきましては、終末処理の関係は直接的に水の汚濁防止に役立つという点がございまして、終末処理場の設置というものの事業を補助率のかさ上げという点で取り上げてまいります。それ以外につきましては特別の下水道、都市下水路でありますとか、あるいは都市下水路の中で直接そういう公害物質の排除になりますような事業について取り上げてまいり、こういう考え方をとったわけでございまして、そこで、下水道全体として整備もできるわけでございしますが、ただ、公害防止計画区域におきましては、広範多岐にわたる公害防止事業もあわせて計画的に行なうわけでございまして、その点で特に終末処理事業等関係の深い事業について補助率のかさ上げをして事業の促進をはかる、こういう趣旨で考えられたわけでございまして。

○島本委員 それで、その点については、私は法の精神からして、完全に公害防止のためにその方法がよろしいということに対してやはり若干疑義がある。これはいろいろ先ほどからも言われておるわけでありまして、長い川は何県かにわたって流れるわけでありまして、そうすると、上流からずっと流れてまいりますと、その川によってそれぞれ負荷度、汚染度が違ってくるわけですね。そういう場合には、やはり一貫した対策をそこにとるのではありませんか、ほんとうの意味でこれは下水道計画がうまくいっているとはいえないのじゃないか、こう思われます。まず下水道計画は日本では立ちおくれしています、こんなことは言わなくてもいいはず。それと同時に、第三条

の第三項では、公害防止計画が定められていない地域に対する財政上の特別措置、これは第二条第三項第五号から第七号、こう限っているようでありまして。そうすると、公害防止計画の達成上、隣接する府県の下水道事業、特に終末処理場なんかはこれは重大でありますけれども、それなども一緒に含めるのではありませんか、いろいろな困難を来たすことがないか、このことでもあります。大阪府に例をとると、隅田川でもいいのですが、先ほどからいろいろ言われておりますが、四十三年度に行なった調査によりますと、淀川の汚濁の寄与率は、一九六八年四月から一九六九年三月の公害に関する年次報告によりますと、大阪府の一に對して京都府は九という推計がなされているわけですね。大阪府は一やればいいが京都府は九、これだけ汚濁負荷数として出されているわけでありまして。そうすると、当然大阪は幾ら水をよくしようとしても、京都がおのずからそれを先にとつてくれているのでなければよくはならない。大阪のほうはこれをやろうとすれば、一からこの適用を受けても、京都が行なおうとすれば五、六、七のみで、ほんとうのこの第三条第一項から第三項までの適用がない。こういうようなことになると、同じ隣接の土地でありながら下水道のこの状態によって、負荷数によって必要となるに對してはよくいっけなければならぬのに、その方面はもう軽く見られる、薄い。こういうようなことであるならば、やはり下水道計画を実施する上にも相当これは一貫性を欠くのではないか。このことは先ほどからもいふ論じられていたようでありまして。

これに對して私は確かな答を得たいのであります。その場合には京都のほうではいかにやっても、下のほうの大阪では同じ淀川の水を使うのだ、使っても京都のほうでは十分措置しなくても、大阪はよけい使うのだから大阪のほうによけいやればよい。大阪は幾らやっても京都のほうはやつてくれなければできないのであります。そうすると、これは一つの例にすぎないのでありますけれども、京都も大阪も一様にこの適用を受けるようにしておかないとだめだ。こういうようなことになったら困ると思うのです。こういうような例がないのかあるのか、ここなんです。一貫したような行政で一貫したような施策を行なわなければ、これはもう百年河清を待つようなものである、こういうようなことでもあります。この点等についても私が言ったような意味の疑義がないのかあるのか。行政上そういうようなことは一片の危惧にすぎないのか、これをはっきり答弁してもらいたい。

○大石政府委員 河川の水質汚濁に関する限り、御指摘のような問題が実はあるわけでありまして、そのために先ほど山中総務長官からお答えをしたわけですが、京都府の場合、いわゆる利根川という問題あるいは隅田川という問題を考えていく場合に、東京都だけでいいのかどうかということがあります。大阪の場合にも同様なことがありまして、今度のかさ上げ法案自体とは離れても、総理大臣の承認をする計画の中にこれらを入れていくのか入っていないのかという問題が実は出ているようでありまして。しかも入れていくとしても、それがただ大阪だけの立場で考えていいのかどうか、そこを對象にしただけの部分的な対策事業として計画すればいいのかどうか、それらの点も含めていま実は御検討をさせていただいているところであります。私どもの法律はそれが決定し次第、そういうものが承認の計画になれば、自動的にそれが動くというところに相なるだろうと思うのですけれども、これはかさ上げ法案がどうこうという前に、実は御指摘の問題がいま政府府の中で検討事項としてあがっているわけでありまして。その検討の結果に基づいて、決定があり次第私のほうはこの法律に基づいて動くということに相なると思ひます。

○島本委員 先ほどからかさ上げのいろいろな理由が聞きました。いろいろその様子も知らないわけではありませんが、それで、かさ上げするのはよろしい、一つの財源の中で、かさ上げた分についてはほかのほうの事業量が減る、これでは困るのであります。したがって、総合的な中でもかさ上げの分については別途にその予算だけは見てやる。それでなければ、これまたおそいものと早いとの差ができて、依然として総合的な上りよりは同じだということになってしまふおそれがあります。それより逆の悪いところは悪いままに残される、こういうようなおそれがあるわけですね。そのかさ上げ分は別途予算で見えてやつて、そして総合的な計画の進行に何ら支障を来さない、こういう配慮が必要だと思ひます。この点については十分配慮されておりますか。

○大石政府委員 御質問をなさる島本議員が一番事情をよく知っていると思ひますので、もう答えることがまことに情けないくらいに思ひます。もう答えますが、公害対策事業の六、七割が下水道に関連があるということが実は問題になるわけでありまして。この部分に、一般配管にかさ上げをするというところで、現実的には算術でいえば自動的に事業量の圧縮がくるという問題、それと同時に実は第三次下水道計画というものを立てて、とにかく下水道をやるといことが公害をなくすることに相なるわけでありまして、そのことをとにかく普及させなければいかぬということで、今度の下水道五カ年計画が新しくできたわけでありまして。公害防止の事業は、いま申し上げたとおり下水道事業というものが非常に大きな部分を占めているという点から、実は普及をすることが第一だということになりまして、このことに對するかさ上げというものが今度見送られたわけである。私どもも見送られたことがいいとは思ひませぬけれども、現在の対策事業の実態の中でやむを得ずかような形になったというふうには承知せざるを得ないわけでありまして。

○島本委員 一方建設省のほうでは五カ年計画で二兆六千億、こういうような計画を発表している。それでやる計画を進めながら、またかさ上げのこういうような一つの行き方も指示してこれを実施しようとする。そうしたらこの二兆六千億をすぐまた手直ししなければならぬ状態になつて

くる。このやり方が、どうもヒョウの目のように変わっていくようなやり方ではだめだ。初めからこういうのはルールをきめておきまして、かさ上げのつこうじやありませんか。それだけ別のところから持ってきてかさ上げしていったらいいじゃないですか。そうしてきめられた計画だけじゃなく進めるようにすべきじゃありませんか。私はそういうような点だけは強くこれを希望しておいたわけでありまして。今後においてもそういうような方法でこれを進めてもらいたい、こういうふうに思うのです。

それとともに第三項三号の「産業物の処理及び清掃に関する法律第二項第一項に規定する産業物の処理施設の設置の事業」というのがあつたわけでありまして。この産業物は産業廃棄物と一般の産業物、これを含めていられるのですか、別々にしているのですか。産業物の処理、これは一体どういうふうにしてしようとするのですか、その具体的な内容をお知らせ願いたいと思います。

○長野政府委員 産業物の処理施設につきましては、産業廃棄物も一般の産業物の処理施設も両方含んで考えております。

○島本委員 いろいろ含んで考えておられる。産業物というものはどの程度まで産業廃棄物の場合合せておられますか。

○長野政府委員 やや専門的になりまして、私十分お答えできるかどうかわかりませんが、結局産業物の処理の法律ができておるわけでございまして、その法律に基づきましてその分類に従いまして、一般産業物、産業廃棄物両方ともあつたわけでございますから、その産業物処理及び清掃に関する法律の中の分類によりましてその産業物処理につきましても、この第二項に一般産業物、それから産業廃棄物の定義もあるわけでございますが、この両方の産業物の処理施設について対象にしたい、こう考えております。

○島本委員 産業物の処理については、これは原則として、産業廃棄物を出したその企業体がこれを負うものである。一般家庭用の産業物について

は、これはやはり都道府県並びに市町村、これは固有の事務としてこれを行なうものである。そして、企業体が直接それを行ない得ない、こういうふうになった場合には、都道府県、それらがかつてその施設をし、また、それに要する費用は直接この産業廃棄物を出したその企業体が負うものである。こういうような一つの原則があるわけでありまして。その中に、一般のやつも入れてこれをやるようになったら、これは混同してしまふじやありませんか。一般のやつはたてまえとして無料でありまして。産業廃棄物の場合は企業であります。これに対してはどういうふうにしてこれを分類してやっておりますのですか。

○長野政府委員 申し上げましたのは、どうも正確でなかったかもしれないが、一般産業物の中に突っ込んでやるといふ意味ではございまして、お話しのとおり、産業廃棄物としての施設は当然、事業者が負担するのがたてまえでございまして。ただ、産業廃棄物の処理につきましても、いろいろ地方団体が負担するとか国が助成をするとかいうような、これは業種によつても、また、産業物の処理のしかたによつてもいろいろあると思ひますけれども、そういうふうな、地方団体も負担しなければならぬ、それから国も助成をしなければならぬというふうな対象になるような産業廃棄物処理施設というものがあつたように私も伺っておりますが、そういうものにつきましても補助の割合をこの場合には対象として引き上げる、こういうことでございまして。

○島本委員 どうもはつきりしませんが、これはどうなんですか、厚生省のほうでも、産業廃棄物の五カ年計画が出ていたようでありましてけれども、依然出ないうちにまたこの法律のほうで先行してきた、こういうようなことであります。厚生省のほうで、この産業廃棄物と一般産業物処理に關しての五カ年計画があつたようですが、あの計画案はいまどうなつていますか。

○會根田政府委員 御指摘のように、産業物処理施設整備第三五カ年計画、これを実は策定検討中であつたのでございまして、一般産業物につきましても、ある程度数字の詰め等もはば見通しがついたのでございましてけれども、昨年の暮れの臨時国会における法律改正に伴い、一番当面問題とされておる産業廃棄物につきましても、これはまだ各府県でその実態について調査中でございまして、そういうことで、新五カ年計画をつくる以上は、やはり一番問題である産業廃棄物の関係も取り入れたものをつくるのが望ましいのではないかと、いろいろな各方面の御指摘もございまして、はなはだ残念ではございまして、もう一年、その実態の調査の結果をまちまして、それをも含めた、新五カ年計画をつくらせてまいりたいと思ひます。か、年次計画をつくつてまいりたいと思ひます。ございまして。ただし、ただいま申し上げましたように、産業廃棄物を除きまして一般産業物につきましても、ほぼ内容も固まつておりますし、特にすでに国会に提案済みでございまして下水道の第三次五カ年計画に見合いました尿処理施設等の具体的な事業計画については、十分調整済みでございまして。

○島本委員 その答弁の要旨はわかるのです。が、これは新法ですから、新法として出す場合には、そういうものを入れて、そして一回で済むようになすたほうが一番これはいいはずで。しかし、もう現行法であるもの、ただそれに対して高率の補助をするために、こういうふうになつたら、それから取り残されたものは永久に目の目を見ないということに、極端にいえば、なつてしまふ。それがいわゆるかさ上げしてやるとか、いわば救つてやるとかいう法の精神じゃなかつたと思ふ。私立であるから、いさぐそれに対する適切な条文がないから、私立の場合には公害地帯におつてもいいんだとか、こういうようなことではいけないので、これはやはり何らかの方法を考えなければならぬ。これだけは考えておられるようですから、この点は宿題として十分検討しておいてもらいたい、こういうふうに思ひますが、この点はよろしくございまして、答へがなければ、いいということにしまして進みますが……。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたように、ただいままでの防止計画にはそういうものが入

ておりませんために、まだ検討中でございますが、今後の推移に依りましては、こういう新しい公害防止事業でありますから、該当のケースが出てまいりようなことは全然ないとは申しませんし、出てくるような場合には、当然根拠の助成制度も含めまして、またこういう措置の中に加えることは、これは検討しなければならぬと思っております。

○島本委員 学校を取り上げた。その学校でも、公立のものであった。それならば、当然、社会施設もあるわけですが、その中に病院、保育所、老人ホーム、こういうようなものが、公害地帯にそのまゝにしておくと、これは、これはやはりちょっと法の精神からしてもおかしい。こういうようなのをそだいに取り上げて補助してやらぬといかないはずですが、この点等についてはどうなんですか、いまいしうかな。

○長野政府委員 この点も、先ほども総務長官からもお答えがあったと思いますが、やはり必要な場合というものは当然考えられるという事態が来れば、やはり措置をする方向で考えなければならぬというお答えが、午前中にあつたわけでございます。私も、私もそういうふうな考えでまいりたいと思ひます。

○島本委員 だから、いま必要ないというわけですか。

○長野政府委員 この法律を考えました場合に、現在防止計画区域等のいろいろな事業の系統などを非常に参考いたしました。そういう関係で現在のところは、そういう事業がすぐ必要だということにはなつていなかったわけでございます。そこで、一応そういうものを直ちに取上げるというわけでもない、なおこの法律には「政令で定める事業」というふうな、これからの問題としていろいろ新しい防止対策事業が必要の場合が出てまいりわけでございますから、そういう留保もつけてありまして、そういうところで現実に応ずるような

拡充を今後の問題として検討をしてみよう必要があると思つております。

○島本委員 政令の中で十分検討するという意味ですか。

○長野政府委員 そういうことでございます。

○島本委員 地盤沈下と高潮対策、こういうようなものは含めなくてもいいものですか。

○長野政府委員 これも現在のところ、地盤沈下につきましては、高潮対策事業でありますとか工業用水、地下水のくみ上げの規制に伴うところの工業用水道の助成事業でありますとかということ措置されておるわけでございます。高潮対策といふのはむしろ災害防除といふべきで、災害防除の性質としてそういう措置を行なつておる。それから工業用水道につきましては、そういう意味で補助率を上げております。同時にそれは事業による負担によつてその経費といふものをまかなつていくというたてまえをとつておる、こういうことがございまして、現在のところ、このかさ上げの法律の対象とはいたしておりません。

○島本委員 第二条の三項の「下水道法のイ、ロ、ハ、この三つに「設置又は改築の事業」とあるのは先ほど指摘したとおりなんですけれども、この「設置又は改築」のあとに施設の管理、運営といふようなものまでこれはちゃんと見てやるのがやはり公害に対する措置として最も妥当なんじゃないかと思ひますが、この管理や運営部門は見なくていい、入れなくていいという考えをひとつ聞かしてもらいたい。

○長野政府委員 考え方としていまお話がございました。考え方としてはあると思ひますが、これは、私は水道関係の事業にいたしても、これにつきましても、これは都市の基本的施設といふ考え方が基本になつておると私も了解いたしております。そこで、国のほうで助成をいたすにつぎまして、この設置とか改築のような建設事業について、施設整備事業についての助成はいたしておりますが、管理、運営ということになつてまいります

と、この点は当然地方団体としての都市的な施設の管理といふものとして考えておる。ただ、その場合に、たとえば特別都市下水路のようなもの、事業者が当然相当負担をしいもの、この辺にいろいろものはあるわけがございます。この辺になりますと事業者負担といふものが管理のものにも加わります。そういう使用料的なものもあるにそれ以上のものであるものを考えていくことになるので、そういう場合には管理的なものに入つてまいりと思ひますが、しかし、これはこの法律がいつておるわけじゃない、これはこの法律がいつておることになるだらうといふことでございまして、この法律は各省がいま施設整備事業についての助成をしておる、その点についてのかさ上げを考へておるわけでございます。管理、運営とか維持とかいふ問題につきましては、これは当然考え方としては地方団体の固有の都市施設といふことで自己の負担で管理する、こういうことをたてまえにいたしておりますから、この法律ではそれに触れていない、こういうことでございまして。

○島本委員 第四条の地方債ですが、これは先ほどもありましたが、この際はつきり聞いておきますが、地方債即公債債というふうな意味ですか。公害債の性格、こういうものであるやうでないやうな答弁でありましたけれども、この点もう一回お聞きせ願ひたいと思ひます。

○長野政府委員 この公害防止対策事業は非常に多岐にわたつております関係もございまして、それぞれ事業について起債をもつて措置すべきものは当然起債を充たして、地方の負担をしやすくするといふことに當るわけでございます。その点ではここに四条に書いておられますように、財政法にも特例を設けて、適債事業の範囲も広げてまいりといふことも考へておるわけでございますが、それによつていふことも、それだけの事業についての起債でございますから、そういう意味で特別にこれを公害債といふふうには考へておりませんが、公害防止事業に充てられます地方債につきまして、その資金の配分でありまして元利償還金の基準財政需要額への算入といふことは特別に考へてまいりたい、こういうことでござい

ます。

○島本委員 これは新しい一つの傾向なんです、特にそのためにこれを利用される地方債である場合には、これはやはり公害発生事業者が公害債を特別に買ひ、こういうふうなことも一つの道義的な傾向、道義的な意味として、これはやはり今後一つのやり、とは申しませんが、そういうふうな傾向を生ずるのではないかと思ふのですが、これはもう公害債の性格、こういうふうなものにして悪いものだらうか、それともつけないほうがいいものだらうか、その辺のはつきりした考へを伺つておきたいのであります。

○長野政府委員 その点につきましては、繰越債といふような場合の引き受け先をどこに考へるか、公害防止事業については公害発生企業も相当そういう意味の責任はありはしないかといふやうな点から、引き受け先をそういう企業に求めるということも一つの考へではないかといふお話だと思ひますが、私もそれは確かに一つの御意見だと思ひます。ただ、そういうことにすることが一俤いい結果を生むか生まないか、これはもう少し防止事業の進行とともに検討させていたいただきたい。私もはいまそれについて結論は何ら持つておりません。

○島本委員 同じような意味で、やはり公害防除の立場から、ひとつ水質汚濁防止法と公共用水域の関係についてこの際はつきり伺つておきたいと思ひます。

海洋汚濁防止法がございまして、沿岸方面の水の汚濁、こういうふうなものはつきり今後水質指定をしないでこれを取り締まる、こういうふうなことに相なるわけでありまして、具体的な取り締まりについてはこれはどうなるのか。それから海洋汚濁防止法を使つて今後はこれはどのようになつて取り締まりを行なうのか。行なう官庁はどのやうなところか。それから川から港へ出る、こういうやうな場合には、海と川、これはそれぞれこれを

監視したり管理したりするそのたてまえが違うわけであります。そうなりますと、河川の場合、こういうようなものは今後やはり都道府県知事のほうに委任された権限で知事が行なう、こういうことになるかと思いますが、海と川、それから湖沼、こういうようなものを合わせてやはり水質の万全を期さなければならぬのでありまして、そのための法律が先般行なわれたわけであります。しかし、依然としてこの監視体制、取り締まり体制、こういうようなものがそれぞれの分野にばらばらに行なわれたら実効をあげる事ができない、こう思いますけれども、この点等についてはどういうふうなことになるかと、この点等については海洋汚染防止法、これを使って今後どのようにして水質の汚濁の防止を強化していくのか、これをひとつ専門的な立場からお知らせ願いたい。

○西川府委員 お答え申し上げます。

公共用水域の水質保全につきましては、一応基本的には水質汚濁防止法というので取り締まるわけでございますけれども、水質汚濁防止法によります規制は、これはいわゆる排出水の規制に限られておりますわけで、投棄というふうなものに対しては、これは汚濁防止法によつては規制ができません。水質汚濁防止法のはうでござります監視体制と申しますのは、一応都道府県知事に常時監視の義務を負わせてござります。それで公共用水域の水質を監視しようということになっております。ただし、この公共用水域の水質を監視します場合は、これが監視するかどうかということでござります。これは都道府県知事に常時監視の責任を預けてはおりますけれども、実際に監視するのは都道府県知事ばかりとは限らない。河川管理者もおります。港湾管理者もおるわけでござります。それから水道なら水道事業といたしまして取水口の管理をやっている。農業用水のほうは農業用水として管理をやっている。水産関係でござりますと、水産の保護法によりまして自分たちの海面を見張っている、というふうなことがあるわけでございます。そしてそれらのところが、従来

は各個ばらばらに行なわれておったということでござりますので、今回の、先般成立いたしました汚濁防止法におきましては、一応その監視の責任は都道府県知事といたしまして、実際の監視は測定計画をつくりましてそういうところの関係のあるそれぞれの所管が全部協力してやろうではないかということ、測定計画といたしましてきめまして、それに従つてそれぞれの担当をきめまして監視をやるというふうな体制をつくつたわけでござります。

それで、川につきましては比較的都道府県もはつきりしておりますし、それぞれの管理者も相当はつきりしております。一番問題になりますのが海域のほうでござります。海域のほうにつきましても、御承知のように、公共用水域につきましても、環境基準というのを、現在逐次当てはめを行なつてまいっております。それで、当てはめを行なつたところにつきましては、基準点を設けてござります。そうしてその基準点で監視を行なうか、それがここを担当してやろうかということ、測定計画のほうできめてしまふということになるわけでござります。実はこの基準点が汚濁防止法のはうからいいますと、比較的陸岸に近いところ、排水規制と結びついていっているものですが、現在のところ、陸岸に比較的近いところしかきめてないわけでござります。そういたしますと、海の先のほう、非常に陸岸から離れたまん中のはうはどうか監視するかという問題が出てくるわけでござります。これは現実的に申しましても、都道府県といたしましては現在なかなか能力がない。やはり相当陸岸から離れた海域につきましては、これは海上保安庁のほうにおきまして相当協力して、実際の測定計画といたしましてつくる範囲はこれは実は限定されてないわけでございます。海のほうは相当沖合いまでも当然やらなければいけないわけでござります。それから、実際の測定計画の策定の際に、海上保安庁のほうも入つていただきまして、この監視というの

に協力していただきたい。これは今後のこれから四十六年度からスタートいたしますこの新法体制の実際の適用の測定計画等をつくる運用の問題のときに、保安庁のほうの協力もお願いして、逐次そういう形に整備してまいりたい、このように考えております。

○島本委員

国立公園である瀬戸内海、あの小豆島、あの付近はふん尿を投げる個所になっております。それと水鳥それから愛媛県のあの一帯は海岸ともコンビナートになっている。瀬戸内海はきかない以上に進んで汚濁しているような傾向があるのですが、去年、この問題については処置することになりましたが、瀬戸内海のふん尿の処理、それからコンビナートから出される廃液の処理、この点等についてはいまは何でもないですか。

○西川府委員

現在現行法によります水質保全法におきまして、陸上に存在いたします企業からの排水というのにつきましては排出規制と、指定水域にありましては水質規制をかけられるわけでござりますが、新法になりますと一律基準が一応かかってしまふわけでござりますけれども、それ以前といたしまして今年度すでに三島・川之江、いま御指摘になりました水鳥地区、それから播磨地先海域、それから近く徳山、宇部、これらのコンビナートが相当集積してきておりますところにつきましては、企業のはうの排出規制はかけてしまふということになっております。それで現在残つておりますのが徳山、宇部だけでござります。これも近々指定水域にする予定で作業が進行いたしております。

そのようなことで、排出規制といたしましては非常にビッチをあげて努力してまいつたわけでござりますが、廃棄物投棄、尿尿のほうにつきましては、これは現在厚生省のほうの清掃法の所管になっております。それでそちらのほうでいろいろな規制をかけていただきたいと思つておるわけでござりますが、将来の問題といたしましては、環境庁が発足いたしましたら、今後この海岸の汚染の、そういう汚染のもとになります廃棄物投棄そ

の他ににつきましての基準、そのようなものが全部環境庁の、今度は水質保全局において一貫してやることになりまして、その点は現在よりも一元的に規制が行なわれるという形で前進するのではないだろうか、このように考えております。

○島本委員

この新しい法律を審議している間に、これと歩を一にしているところと公害の防除に当たらないといけない、この法律も実施の過程にもう入っているわけですが、政令その他の関係でまだ足並みがそろわない。ちやうどその最中いわばひずみの中にあるかもしれせん。しかし、法そのものもできてしまつて、運用する場合に、十分皆さんの場合でも、今度法の番人としての確に実施させるためにもと誠意をもつて当たらないければならぬと思います。たとえば水の場合、これなんかだつてもうすでに例外規定が多過ぎる、政令にゆだねられていいる分が多過ぎる。それから同時に禁止に对应する油や廃棄物処理の整備、こういうふうなものも現在のところでは不足なんです。それとあわせて料金その他の経費の関係で、十分それを利用しないという行政欠陥が報告されているのです。そういうふうなことから法律ができてそれを利用しない。抜け道をつくつて堂々と海上に投棄している。これで水がきれいになる理由なんか全然ないわけでありまして、この点は廃油の処理事業の監督強化、こういうふうな権限も皆さんのほうでは強化しなければならぬはずなんです。この点はどうなつておるのか、この点は実行面からなかなか法律の効果はあがりませんので、この点は十分に法律の効果をおげないといふんです。

それと同時に、水産庁はきょう呼んであります。来ていますか。残念ながたきょう呼ばなかつたので困ります。私が悪かつたのです。これは四十五年の十月から十二月までのいろいろ調べた結果が出ておりますが、二百二十七の水域を総点検したところが、驚くかなれ海では汚染度が三PPM以下、こういうふうな漁場に適しないもの、これが六十八水域、それから川にして汚染度、これ

た人の救済に役立てた場合には、これは全くいんじやないか、こういうふうに思うわけです。自然保護の宣伝とともに一石二鳥ではないか。欧州では、スイスのほうでは十五円に十円の付加金をつけて、これも付加金は慈善事業に充てているそうでありますけれども、飛びつくほどの美しい切手であつて、発行枚数も多くて、これが全世界に売り出されて、国の宣伝も兼ね、共同募金に全世界が応じているようである。こういうような報道を私は見て、なぜ日本はこうまで公害に痛めつけられながら、その救済のほうもこれから考えたいなんて言つて——厚生大臣の予算折衝員ながら、山中総理府総務長官がじだんだ踏んだ、こういうふうなことも聞いたのですが、こういうふうな発

○松井説明員 公害に関する寄付金つきの切手を発行してはいいか、かという意味だと思いますが、現在の法律によりまして、寄付金つきの記念切手を発行いたしましたして、これをそういった団体に配付するということは必ずしも不可能ではございません。法律によりまして「がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究及び治療を行なう団体」等につきましては、寄付金を、それらの団体の申請がありまして配分することは可能でござ

○古寺委員　そこで、この公害防止計画を策定し、

たしまして、予算の要望がございまして、それに対する予算の決定があるわけでございしますが、この予算の要望ワタというのには基本方針に従った公害防止計画の予算である、こういうふうな私どもは理解しているわけでございしますが、いかがでございしますか。

○福島説明員 公害防止計画の策定につきましては、御承知のように、まず基本方針を指示いたします。これに基づきまして関係地方公共団体の知事が策定するわけでございしますが、この基本方針の中には地域の概況その他当該地域について具体的にいかなる公害防止施策が必要であるかということのアウトラインも指示いたしますので、それに基づきまして関係都道府県知事が具体的な計画を持つてくる、こういうことになっておりますので、さよう御承知いただきます。

○古寺委員 その関係地方自治体が具体的な計画に基づいて予算を概算いたしているわけでございしますが、それについて非常に予算が少なくなっているわけでございします。その場合に、はたしてその基本方針に示されている目標が達成できるかどうかということが非常に問題になってくるわけでございしますが、そういう点についてはどういうふうにお考えですか。

○福島説明員 各県から原案として出されます公害防止計画につきましては、各県それぞれ最大限の要望を盛り込んでおりますので、これを関係各省庁で国の予算等勘案しながら煮詰めるわけでございします。そういう意味におきましては、ただいま古寺先生がおっしゃいますように、かなり削減された形になっております。しかしながら、きめられた事業費につきましては、これは関係各省庁が十分公害防止計画の目的を達成し得るといふ確信のもとに調整をとっておりますので、計画は十分達成できる、かように考えます。

○古寺委員 公害防止事業にあたりましては、当然地方自治体の負担も非常に大きいわけでございします。そういう限られた財源の中で、基本方針に示された目標を達成するための最大限のぎりぎり

の線の予算を計上していると思います。それが国の予算の関係で一方的に削減された場合にはその目標の達成は不可能になるんじゃないか、こういうふうな考えられるわけですが、どうでございしますか。

○福島説明員 先ほども申し上げましたが、公害防止計画は地域の公害防止を完全にするということとを目的にするわけでございします。ことばがちよつと違いましたが、環境基準の達成ということとを一般的に言うわけでございしますけれども、そういう観点から関係各省庁が十分協議いたしまして、これならば十分環境基準を達成できるということできめておりますので、現在の三地域の公害防止計画に盛り込まれた事業及びこれに対する国の予算が十分であるというように考えております。十分達成できると考えております。

○古寺委員 それでは自治省にちよつとお伺いいたしますが、自治省が当時考えましたかき上げの問題でございします。四分の三を自治省は考えておったようでございしますが、この根拠は一体何でございしますか。

○長野政府委員 この関係の法律の検討をいたします際には、一時そういう高い補助率等についていろいろな検討をいたしました。ただ、四分の三というようににはきめておりませんで、そういう意味での高い補助率を考えるという意味で、四分の三以内で考えていきたいというところで検討いたしました。検討のスタートをそういうところに置いておいたことはございします。

○古寺委員 自治省が基本的に四分の三のかき上げというものを当初お考えになったのは、それだけのやはり根拠というものがあつたと思ひます。これは私は、この公害防止計画の目標を達成するためには四分の三のかき上げというものが必要である、こういう根拠に立つて自治省はそういう基本的な考えを持ったのじゃないか、こういうように考えるのですが、どうでございしますか。

○長野政府委員 こういうものを検討いたします場合には、いろいろな点での検討項目が幾つかあるわけでございまして、そういう意味で、ものの方を補助率にとつて考えました場合にも、何通りかの考え方を考えるわけでございしますが、私どもが考えます際には、防止事業にもいろいろな種類が実はあるわけでございまして、それらの種類を含めて考えるとして、その一番最高限といふものをどの程度に置いて、そしてその中でそれだけの事業についてそれぞれ違った割合の補助負担率も考へてみる必要もありはしないかというやうなこともありまして、そういう考え方を一度検討の対象としたということでございます。

○古寺委員 その四分の三の基本線がくずれたわけですね。後退したわけでございますが、それはどういうわけですか。

○長野政府委員 これはいま申し上げましたように、いろいろな観点からの検討を加えておる過程の一つの問題としてのことでございまして、いまくずれたというお話でございましたが、私どもは最終的には現在御提案申し上げている案として考えておるということでございします。

○古寺委員 そこで、公害防止計画の各三地域が、計画策定にあつたての財政的ないろいろな計画があつたと思うのですが、その場合にはどのくらいのかき上げを大体自治省では考えておったのでしょうか。

○長野政府委員 具体的にこの三地域についてどの程度のことにしたいというやうな検討は、その当時はいたしておりません。

○古寺委員 そういう三地域から自治省に対して要望があつたと思ひますが、どういふ要望が出ておりますか。

○長野政府委員 三地区におきましては、まず補助率の引き上げの問題もございしますが、同時に補助対象事業として優先的に採択してもらいたいというやうな考え方、それから地方債についての特別な配慮をしてほしいというやうな考え方を中心にして、いろいろ要求をされておつたのでございします。

○古寺委員 補助率に対する要望はなかつたので

しょうか。

○長野政府委員 先ほども申し上げますように、この公害防止の関係の事業は多岐にわたるところの、主として都市施設の整備事業に相なるわけでございします。したがって、まあ一般的に補助率の引き上げという要望もございしますが、いろいろそれぞれの事業によつて補助率等も異なつておりました現状でございしますから、具体的な提案としてどうしろというやうなことはなかつたやうに思ひます。一般的になるべく補助率を上げてほしい、つまり負担を軽くしてほしいという要望は受けております。

○古寺委員 そこで、今度具体的な問題にまた入りますが、午前中にも申し上げましたが、市原市の場合非常に予算が削減を見ております。こういう点について自治省は知つておられますか。

○長野政府委員 予算の削減というお話、午前中もお話があつたわけでございしますが、私ども具体的にそういう点について、どういふことで大きく削減されたというふうには聞いておりません。

○古寺委員 総理府はどうでしょうか。

○福島説明員 地方自治体側の要望額に比べましては、策定された計画を裏づける予算的な一応のワタ、そういうものが縮小された、こういうことだと考えております。

○古寺委員 その中でいろいろ先ほどから質問があつたようでございしますので、監視測定の問題ですが、八千八百万円の予算が千七百五十万円に減額になつてゐるわけでございしますが、これはどういふ根拠なんですか。

○福島説明員 詳しい中身につきましては実は十分検討しておりませんので、ここでお答えすることはできません。

○古寺委員 これは市原市だけではなく、四日市の場合も水島の場合も同じですが、監視測定に関する予算が非常に減額されております。これはどういふ理由によるものか、ひとつ説明していただきたいと思ひます。

○會根田政府委員 私具体的な数字を手元に持つ

ておりませんし、承知しておりませんが、たとえば水島地区等におきまして、県の方から、当初地元から持ってきたりした防止計画の中に、いわゆる公害防止計画の対象地域以外の地域の監視測定網に対する補助金等もあって、これは昨午十二月一日に承認したわけでございますが、昨午の時点では監視測定施設に対する国庫補助は、御承知のように、大気汚染防止法に基づく指定地域等に限り、そういったことで、昨午の時点で国庫補助の対象にならないようなもの、そういったものが、除かれたものも入っておりますというふう聞いております。

○古寺委員 岡山県の場合は七億円の要望があったわけですね。それが四億円に減っております。それから三重県の場合は、これも七億円を希望してそのうち五億円が補助対象になっておる。こういうふうな非常に少なくなっているわけですが、これでは監視測定が十分に行なわれないのじゃないか、こういうふうな思うのですが、どうですか。

○曾根田政府委員 監視測定関係の予算措置が必ずしも十分でないことを認めざるを得ないと思っておりますけれども、ただ、だいたいま御審議を願っております法案におきましても、監視測定等の補助金につきましては、公害防止計画の対象地域以外でもかさ上げの対象になることという規定もございますので、そういった点でできるだけ前向きに財政上の援助をいたしてまいりたいというふう考えております。

○古寺委員 これも午前中にお尋ねしたのですが、市原市の下水道事業でございまして、公共下水道事業の処理場の問題です。昨年から始まっている事業でございまして、これに対する補助金が全然なかった、こういうお話があったのですが、建設省の方から御答弁願います。

○石川説明員 市原市の下水道でございまして、公共下水道は明年度から着工するという事になっております。ただ、以前に市施行ではなくて、住宅供給公社が施行しました公共下水道がござ

います。これも含めまして明年度から市原市の公共下水道におきましては着工するという事になっておるのでございます。

それからもう一つ、四十四年から海岸のところに特別都市下水道を施行しておりますが、これにつきましましては相当の予算措置をいたしております。

○古寺委員 四十五年の九月七日に申請をされた公共下水道事業計画について、四十六年の一月二十一日に認可をいたしております。これはいま私が質問した問題でございまして、

○石川説明員 公共下水道につきましましては、四十六年の一月に認可をいたしまして、これから計画を立てて明年度から実施ということになるかと思っております。

○古寺委員 現在事業をやっておりますところの処理場はこれはどうなんですか、関係ないですか。

○石川説明員 先ほどお答えいたしましたように、以前に昭和三十八年に住宅供給公社が単独で行ないました公共下水道を市のほうで管理するという事になっておりますので、これはもう完成して動いておるかと思っておりますが、そのほかには、先ほど申し上げました特別都市下水路ということになるかと思っております。

○古寺委員 あなたがおっしゃっているのは五井地区の下水道でございまして、

○石川説明員 ちょっと地区名がはっきりしませんが、四十六年一月認可を取りましたのも一部単独でやっておりますので、明年度から正式に公共下水道ということにして事業補助いたすということになるわけでございまして、

○古寺委員 こういうような防止計画をつくっている地域の公共下水道でございまして、当然これは補助事業である以上は補助してあげなければいけないと思うのです。それが認可をしていながらなぞ補助してあげないのか。この点が非常に疑問なのでございまして、御説明願いたいと思うのです。

○石川説明員 その点は明年度から正式に市の公共下水道として取り上げまして、補助対象にするということにいたしておるわけでございまして、

○古寺委員 それでは、補助金の交付を申請する場合に、どういう順序によって申請するわけですか。

○石川説明員 下水道事業を都市計画事業として行ないますので、都市計画決定それから事業決定いたしまして、認可をとりまして、それから補助金の交付申請、交付ということになるわけでございます。

○古寺委員 建設大臣の認可を受けてから大体どのくらいの期間を経てから補助金の申請をするものですか。

○石川説明員 ただいまの市原地区の下水道でございまして、四十六年の一月に下水道の認可をいたしましたので、四十六年度当初から予算措置してまいりたいというふうな考えております。

○古寺委員 その申請をする順序はどういうふうになっておりますか。まだ市原市では申請をしてないわけですか。

○石川説明員 交付申請はまだでございまして。これは四十六年度の事業計画が決定いたしましたので、まだでございまして、四十六年度に入りましてから直ちに交付申請というふうな形になるかと思っております。

○古寺委員 先日質問を申し上げましたが、鹿島の都市下水路の場合には、認可を受ける前に補助金が交付になって工事が始まっている。今回の場合は認可をし、しかもこういう公害防止計画に指定されている地域でありながら、補助金が一銭も交付されていない。これはどういう理由ですか。

○石川説明員 認可をし、都市計画事業として取り上げ、それから交付申請するというのが正当な手続でございまして。鹿島の問題につきましましては、先生から御指摘いただきましたが、あの当時昭和四十四年だったかと思いますが、手続としてきわめて順序が狂ったということで、あれは正式の申請

請としては、はなはだまずい例でございまして、正式には、認可をいたしまして、それから決定いたしまして、補助金の交付申請、交付ということに相なるかと思っております。

○古寺委員 そこで、財政局長にお尋ねしたいのですが、この補助金の交付の場合には、補助金の交付の適正化の法律がございまして、この補助金の交付を申請する順序はどういうふうになっておりますか。

○長野政府委員 補助金の申請につきましては、それその事業に応じまして、主管省、主管大臣の方針で補助要綱というものがございましておるわけでございまして。したがって、一がいに申せませんが、大体似ておる形といたしましては、一応補助事業の、何と申しますか、事業計画なり何なりがはっきり具体的にきまされたものを事業計画をつけて、そしてそれに要する事業費をつけて、そしてその事業費についての各省大臣の認証を経ました上で、それに応ずる補助金というものの申請によって補助金の交付が行なわれる、こういうことであらうと思っております。そういう意味では、先ほどの建設省の担当官が答えになったような手続を踏んでまいるというふうな私どもも思っております。

○古寺委員 私が聞いたのでは、補助金の交付の申請をするためには内示がなければできない、こういうふうな何ってあります。これはどういうものではないか。

○石川説明員 毎年度予算が成立いたしますと、それに基づきまして各事業主体にあらかじめといいますが、大体この事業につきましましてはこれぐらいの額を配付するということがございまして。これはいわば一種の事前の協力的な手続でございまして、これに基づきまして、実際に事業上の手続に移っていく、こういうことに相なるかと思っております。

○古寺委員 そうしますと、市原市の公共下水道事業費計画の中には、補助金の計画としては大体どのくらい見込まれておったのですか。

○石川説明員 市原市の下水道事業につきまして、現在審査中でございますので、まだ確定いたしておりません。これから確定いたすわけでございます。

〔小林産業公害対策特別委員長退席、島本産業公害対策特別委員長代理着席〕

○古寺委員 そうしますと、鹿島の場合は、事業の認可をする前に補助金が交付になっているわけですが、ずっと以前に、なぜこの市原の場合には、認可をしていまだに検討中なんでしょうか。

○石川説明員 市原の場合には、四十六年度から公共下水道として取り上げるわけでございますので、四十六年度に入りまして正式に決定するということに相なるわけでございます。

○古寺委員 市原の場合は、四十五年度から着工しているわけですか。着工しているでしょう、どうですか。

○石川説明員 事実上下水道は着工いたしておりますが、正式に公共事業として認定いたしまして事業化するのには四十六年度からということに相なるかと思っております。

○古寺委員 そうしますと、この市原市の場合には、いつごろ内示が出るわけですか。

○石川説明員 はかの事業と同様でございます。新年度早々というふうに思っております。

○古寺委員 いま下水道の問題を取り上げましたが、こういうようなことは千葉だけではないわけですね。他の地域においても当然下水道事業には相当の経費を要するわけです。しかし、今回のかさ上げについては、処理場は入っておりますけれども、管渠は除かれておるわけでございます。こういうことが地方財政にとってはきびしい状況になっておるわけでございますが、こういう点については自治省はどういうふうに考えておられますか。

○大石政府委員 その点の御質問は何回もあつたわけですが、現時点における公害防止計画の事業量のかんりの部分、つまり六割ないし七割というものが下水道等に関連しているという点から、実はその管渠の部分にかさ上げをするということが財政上の問題から困難になっているということでございます。しかし、同時に下水道事業というのは公害防止をするというこの根幹の事業であるという点から、今度の新しい五カ年計画をつくりまして、いわゆる補助対象部分というものを対峙して、その対象を広げる。したがって、またそれだけではできないわけでありまして、単独事業に対して起債を八〇％つけるというようなやり方で、今度の下水道事業の推進をはかりたい。そのうち処理場の問題につきましては、これがダイレクトに水の汚染というものに関係いたしますから、この部分についてかさ上げをやりたいというふうな仕組みにしたわけでございます。

〔島本産業公害対策特別委員長代理退席、小林産業公害対策特別委員長着席〕

○古寺委員 地方自治体の超過負担というものが非常に大きいわけですが、そういう点についてはお考えになっておられますか。

○長野政府委員 超過負担につきましては、現実に補助対象事業の取り方あるいはその積算の基礎、用いております単価等が実情に合わないという問題がかねてからあるわけでございまして、四十二年、四十三年度に関係各省との間で実態調査を共同していたしました。そして逐次その後超過負担の解消をはかってまいりましたわけでございます。なお、その超過負担の解消の実績は相当あつてまいりましたけれども、現在それではすべて超過負担が解消されたかといえますと、まだ相当超過負担が残つておるものもございますので、今後ともその点についての解消につとめてまいりたいと考えております。

○古寺委員 下水道の場合、十分の四の補助になつておりますけれども、実際には十分の二くらいになるわけですね。こういう点についてはいかがでございますか。

○石川説明員 下水道はいろいろございしますが、公共下水道につきましては、主要な管渠、処理場等につきましては、十分の四が補助率と相なつてお

ります。ただ補助対象率は、全体として公共下水道の場合、第二次五カ年計画では五四％でございますが、第三次五カ年計画におきましては、実質的な補助率を上げるという意味で補助対象率を上げておりました。五七％になっております。ただ、これは先ほども申し上げましたが、大都市と一般都市によりまして差がございまして、一般都市につきましても補助対象率をさらに上げてい

るというふうな実情でございまして、場合によりましては、二〇％ぐらいのところもございしますが、しかし、おおむね、もつと上に相なつておるといふふうに思っております。

○古寺委員 建設省は、いわゆる超過負担解消について、十分の四が十分の二になっているこの実態に即して、今後どういうふうなこの超過負担を解消するお考えですか。

○石川説明員 公共下水道全部が補助対象になりましたので、先ほど申しましたように、平均的には五七％でございますが、その他の分につきましては、起債でもつてかなりの部分を見ている。特に明年度から起債充当率を上げるというふうな形になつておりますので、超過負担というふうな形のものはないかと思つて。なお、今後とも国費、それから地方債、こういったものをそれぞれ充実しまして、この計画を遂行してまいりたい、かように存じております。

○古寺委員 そういたしますと、この補助事業の場合は超過負担がない、こういうふうな受け取つてよろしいでしょうか。

○石川説明員 超過負担という意味が必ずしも明瞭でございませぬが、下水道の事業の場合、補助対象事業費につきましては、補助金とそれからそれに対応します補助率に対する起債、その他の地方単独の分につきましては単独の分に対する起債というふうな形で、それぞれ見込まれておるわけでございますので、超過負担といったような形のものはないのじゃないかというふうな考えで

おります。

○古寺委員 自治省は、この超過負担について、あるというふうに考えますか、ないと考えますか。

○大石政府委員 先ほどからちょっと——私もでは、超過負担というときには、簡単にいえば、単価のほうの実情に合わないような部分のことを超過負担、こういうふうにいっていますから、そういう部分でいえば、超過負担があるかないかといへば、私は、あるというふうに思います。

ただ、御質問のことを聞いています中で、全部に補助金が行き渡らない、つまり単独事業になる部分が非常に多いではないかという部分も含めて超過負担というふうな意味にも、私、聞いております。感ずるわけでありまして、公共になる分は大体四割というふうにして、その六割の残った部分のやつを三〇％起債を見る。単独のほうは今度は八〇％見る。そしてその起債額の基準財政需要額算入について、その半分を財政需要にして計算をするという方法を今度の場合とらう、こういうふうなやつでございまして、

○古寺委員 超過負担があるということは、これは事実ですか。

今度の法案の中で、第二条の三の五ですか、この中に港湾の問題が出ております。河川、湖沼、港湾の問題が出ておりますが、ヘドロのしゅんせつ等でございますが、この中に「その他政令で定める事業」ということがございまして、この「政令で定める事業」というのはどういう事業でござい

ますか。

○大石政府委員 私も中身はよくわかりませんが、曝気事業というのがあるということですが。その中身としましては、担当者のほうから説明いたします。——水をきれいにして、吹き上げて何かやるような形の事業のようでありまして、その事業の内容は、それ以上詳しくわかりません。

○古寺委員 総理府はおわかりですか。

○福島説明員 私も、専門家でございせんが、水の中に酸素を吹き込んで有機物を分解し、そして水をきれいにする、こういうことだそうでござ

います。

○古寺委員 先ほどからもいろいろ質疑された中にも出てまいりましたが、最近非常に公共水域の汚染が進んでおります。したがって、ノリとかあるいはカキ等の沿岸養殖が非常に被害を受けているわけですが、オイルフェンスは、この「政令で定める事業」の中に入っているのかどうか、その点について伺います。

○長野政府委員 オイルフェンスの事業につきましては、この事業責任法に基づく関係等もあるわけですが、その点等の政令などの関係等も踏まえて、そしてこれを取り上げるかどうかということについての検討を今後進めてまいりたいと思います。

○古寺委員 水産庁はいらっしゃいますか。このオイルフェンスはどうなっておりますか。

○藤村政府委員 オイルフェンスにつきましては、政令で指定していただくようにいま関係省庁と打ち合わせをいたしております。

○古寺委員 今度の防止計画の中に沿岸漁業の具体的な問題があまり含まれていないように思う。今後この沿岸漁業の問題についての公害防止計画の取り扱いという問題については、公害対策本部はどういうふうにお考えになっているのか承りたいと思います。

○福島説明員 沿岸漁業そのものにつきましては、これは公害防止計画の性格上入ってこない性格のものだと思います。ただ、沿岸漁業があるかない、その理由としていろいろな公害があるというところになります。この公害を防止するための施策として、公害防止対策としてあがってくる、こういうことではないかと。

○古寺委員 いまオイルフェンスの例を一例申し上げたのですが、そのほかにもこういう公害防止事業という問題がいろいろ将来考えられると思うのですが、そういう点については、公害対策本部としては検討していらっしゃいますか。

○福島説明員 いままでの三件の公害防止計画につきましても、私どもといたしまして公害防止計画という性格上ふさわしい事業であれば、これを

取り入れておるわけでありまして、今後ほかの地域につきましても、そういう公害防止の対策上絶対必要であるという事業につきましても、その段階で検討して、これを公害防止計画の中に取り入れて承認をしていく、かように考えます。

○古寺委員 次に、土壌汚染の問題についてお尋ねをいたしますが、土壌汚染の問題については、土壌汚染防止法というのがあるわけですが、この問題との関連で今後いろいろ公害防止対策事業というものが行なわれると思うのですが、先ほどもちょっと申し上げましたが、安中の場合でございますが、この場合には自治省としてはどういうふうにお考えになっているのか、もう一度承りたいと思います。

○長野政府委員 土壌汚染につきましては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律でまず適用される地域、つまりその法律に基づきまるところの対策地域あるいはこれに準ずる地域という指定の制度があるわけでございます。こういうものを中心にして、私どもとしてはその事業の指定をする地域というのか、その事業の適用がある地域をきめてまいりたいと思っております。現在農林省を中心

にいたしまして、厚生省もやっておられますが、その地域を、相当な地点をいま調査されておる段階でございます。私どもはその結論も待ちながらやってまいりたいと思っております。専門的なことはわかりませんが、その中には安中のような地域というものは、当然に対策地域あるいはこれに準ずる地域として取り上げられるものだろうと私どもは思っております。

○古寺委員 農林省にお尋ねしますが、大体いつごろまでにこの地域の指定ができる予定であるか承りたいと思っております。

○岡安説明員 先般、成立しました土壌汚染防止法につきましては、現在いろいろ調査を実施いたしております。その施行準備を進めておるわけですが、私どもの予定としては、大体五月中旬にこの法律を施行いたしまして、同時に土壌汚染防止のための審議会令を公布いたしまして、

審議会を開催し、その審議会に重要な事項を、特に指定の要件に關します政令の内容等につきましても諮問をいたしまして、その答申を待って指定をするという予定にいたしておりますので、私どもの予定では、大体六月中旬以降に汚染地区の指定がなされるものというふうに考えております。

○古寺委員 そうしますと、今年度の農作業に間に合わないわけですね、いかがですか。

○岡安説明員 特に春作を中心といたします農作業につきましては、残念ながら間に合いかねるといふふうに考えております。

○古寺委員 そこで、土壌汚染防止法の対象は、現在カドミウムだけでございますが、今後農薬であるとかあるいは銅であるとか肥料であるとか、いろいろなものが入ってくると思うのでございませうが、そういう問題については、自治省はどういうふうにお考えですか。

○長野政府委員 つまり自治省としましては、土地がそういう公害物質によって汚染をされまして、本来そのままだに放置することは人の生活上にも、農作業上にも、また農産物の生産の上でも非常に害があるというところで放置することができないというようないふ観点から土地改良事業が行なわれるというところであります。それは公害物質の種類にはよらないわけですが、それは公害物質の種類にはよらないわけですが、それが土壌汚染の対策事業として取り上げられていくことができれば入ってまいって目的を達成するようにすることになると考えております。

○古寺委員 総理府にお尋ねするのですが、公害の中に重金属による汚染というものが入ってくるわけですが、その場合の重金属というのは、何々をさしているわけではございませんか。

○福島説明員 これは個々の法律でそれぞれ規定してあるわけではございまして、あるものは明示され、あるものは政令の段階に譲られているというところで、その政令につきましては現在作業中であ

る、こういうことではないかと。

○古寺委員 そういたしますと、厚生省のほうで、たとえば麦のカドミウムの基準でございませうと、あるいは銅ですとか亜鉛ですとか、そういうような基準をきめたいという場合は公害の中には含まれないということになるわけですか。

○福島説明員 先生御承知のように、公害につきましては、公害対策基本法で七つの典型公害をあげております。その典型公害のもとになるものとして重金属が考えられているということでございます。

○古寺委員 その重金属の内容をいまお尋ねしているわけではございまして、現在はカドミウムしか入っていないわけですね、土壌汚染の場合は。その他のいわゆる重金属による汚染というものは当然起っているわけではございませうが、それは公害とみなさないのか、こういうことでお尋ねしているわけではございませう。

○岡安説明員 典型公害の一つでございます土壌の汚染につきましては、先ほどのお話しのとおり、土壌汚染防止法ができましたので、この法律によりまして具体的な措置がなされるというふうな段階になるわけではございませうが、私どもも土壌汚染防止法で考えております公害の原因となる重金属につきましては、当分カドミウムを考慮しておりますけれども、順次たとえば銅、亜鉛等も政令をもって指定したいと考えております。事後におきまして、さらに研究の成果があらわれた場合には、鉛とか砒素というふうなものも将来指定の対象に加えない、かように考えているのでございませう。

○古寺委員 時間ですからグリーンベルトについてちょっとお尋ねしておきますが、グリーンベルトが実際にいって見ると、ベルトではなくして、線みたいなもので、グリーンベルトとしての効果というものが発揮されているのかどうか非常に疑問になります。こういう点について建設省はどういうふうにお考えになっているのですか。

○石川説明員 御指摘のように、特に市原など行

